

府中市福祉計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)

～みんなでつくる、みんなの福祉～
(平成27年度～平成29年度)

素案

(35ページ～132ページ)

平成27年 月

府 中 市

第 2 編 高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 6 期)

第1章 府中市の高齢者保健福祉・介護保険事業の現状

第1章 府中市の高齢者保健福祉・介護保険事業の現状

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口・世帯の状況

人口

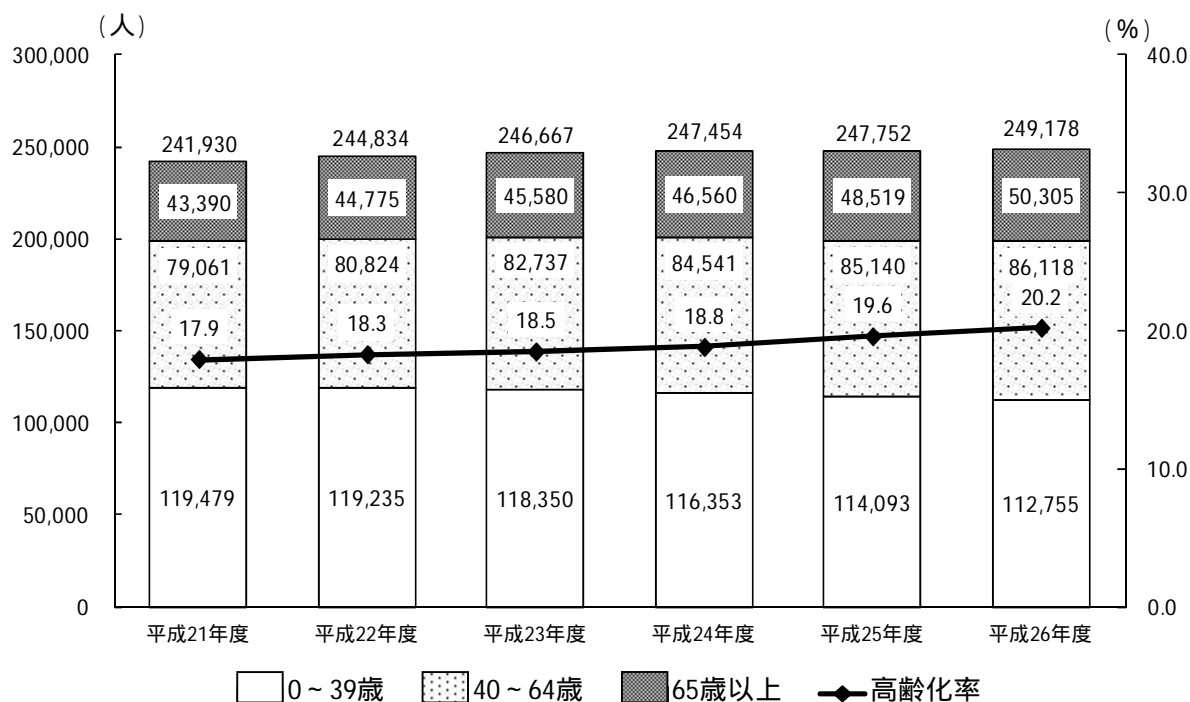
府中市の人口は近年微増傾向が続いており、平成26年1月1日現在249,178人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は50,305人、高齢化率は20.2%となり2割を超えています。

図表 年齢3区分別人口の推移

(単位:人,%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～39歳	119,479	119,235	118,350	116,353	114,093	112,755
40～64歳	79,061	80,824	82,737	84,541	85,140	86,118
65歳以上	43,390	44,775	45,580	46,560	48,519	50,305
計	241,930	244,834	246,667	247,454	247,752	249,178
高齢化率	17.9	18.3	18.5	18.8	19.6	20.2

出典:府中市住民基本台帳(各年1月1日現在)



高齢者人口

高齢者人口は増加傾向が続いており、高齢者全体で平成21年度の約4万5千人から平成25年度の5年間で約5万1千人に増加しています。

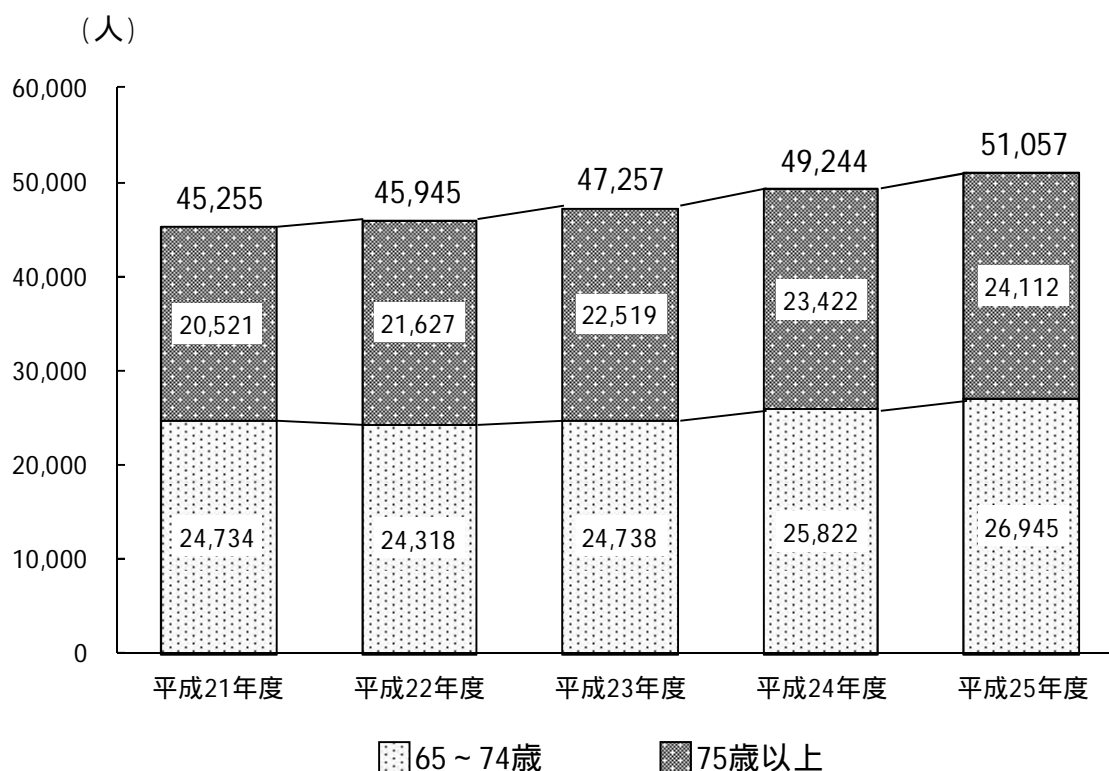
高齢者人口を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に区分すると、平成21年度から平成25年度までの増加は前期高齢者が8.9%、後期高齢者が17.5%と後期高齢者が著しく増加しています。平成25年度末現在51,057人で、その47.2%にあたる24,112人が後期高齢者です。

図表 前期高齢者・後期高齢者別高齢者人口の推移

(単位:人,%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
65～74歳	24,734	24,318	24,738	25,822	26,945
	54.7	52.9	52.3	52.4	52.8
75歳以上	20,521	21,627	22,519	23,422	24,112
	45.3	47.1	47.7	47.6	47.2
計	45,255	45,945	47,257	49,244	51,057

出典：「府中市の介護保険」(各年度)



高齢者のいる世帯の状況

府中市の一般世帯数（平成22年10月1日現在114,968世帯）のうち高齢者のいる一般世帯は31,098世帯を数え、一般世帯数の27.0%を占めています。

高齢者のいる一般世帯数の内訳（平成22年度）をみると、高齢単身世帯数は9,053世帯、高齢夫婦世帯数は9,054世帯、3世代世帯数は2,423世帯、その他の世帯数は10,568世帯となっています。平成12年度に比べると高齢単身世帯、高齢夫婦世帯及びその他の世帯が増加しており、特に高齢単身世帯の増加が顕著です。

図表 高齢者のいる一般世帯数の推移

（単位：世帯、％）

	平成12年度	平成17年度	平成22年度
一般世帯数	96,202	107,289	114,968
65歳以上の親族のいる一般世帯数	21,724	26,971	31,098
高齢単身世帯数	5,110	7,331	9,053
高齢夫婦世帯数	6,303	7,901	9,054
3世代世帯数	3,086	2,795	2,423
その他の世帯数	7,225	8,944	10,568
一般世帯数に占める65歳以上親族のいる一般世帯数の割合	22.6	25.1	27.0
65歳以上の親族のいる一般世帯数に占める高齢単身世帯数の割合	23.5	27.2	29.1

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

* 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。「一般世帯」とは「施設等の世帯」以外の世帯であり、「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯である。

* 高齢夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯である。

2 介護保険事業

(1) 被保険者の状況

第1号被保険者数は、平成25年度末現在51,147人で、平成21年度と比べて12.8%増加しています。

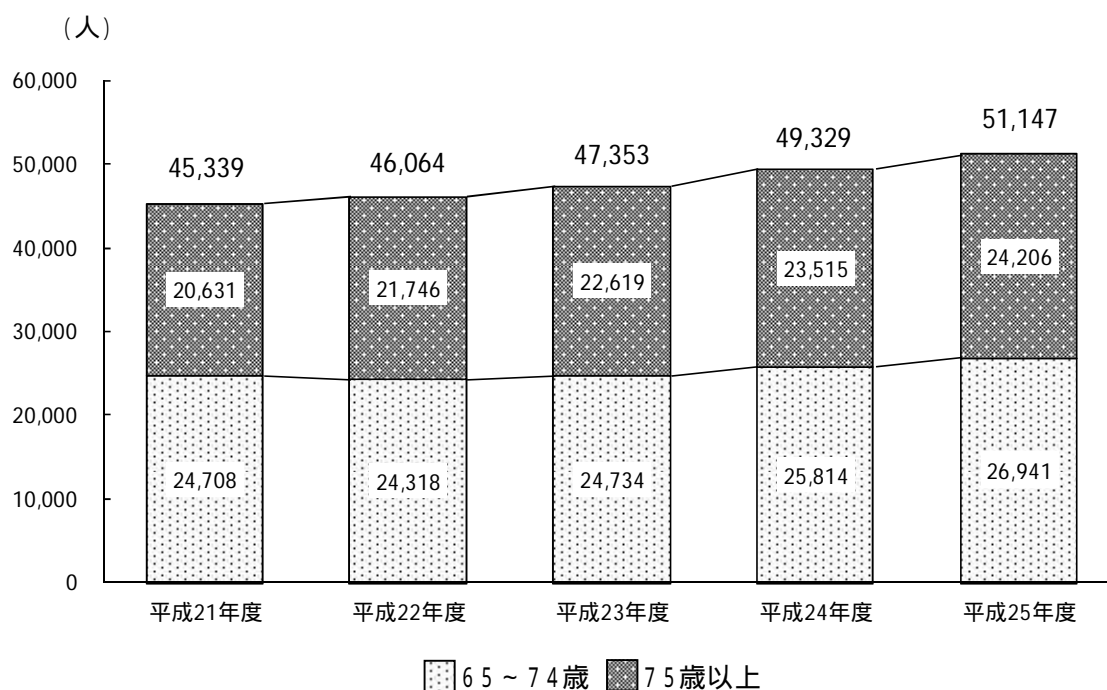
第1号被保険者を前期高齢者と後期高齢者に区分してみると、平成21年度から平成25年度までに、前期高齢者は9.0%、後期高齢者は17.3%増加しています。

図表 第1号被保険者数の推移

(単位:人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合計	45,339	46,064	47,353	49,329	51,147
65～74歳	24,708	24,318	24,734	25,814	26,941
75歳以上	20,631	21,746	22,619	23,515	24,206
(再掲)外国人	152	157	271	260	166
(再掲)住所地特例	326	353	357	393	403

出典:介護保険事業年報(各年度末現在)



(2) 要介護認定者数・利用者数の状況

要介護（要支援）認定者数は、高齢者人口の増加に伴い増加傾向にあり、平成25年度末現在9,288人、認定率（第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合）は18.2%となっています。

要介護度別にみると、平成21年度から平成25年度までの間に要介護5を除き、どの要介護度も増加しています。特に、要支援1（48.0%）、要支援2（34.2%）、要介護1（42.7%）の増加の伸びが大きくなっています。

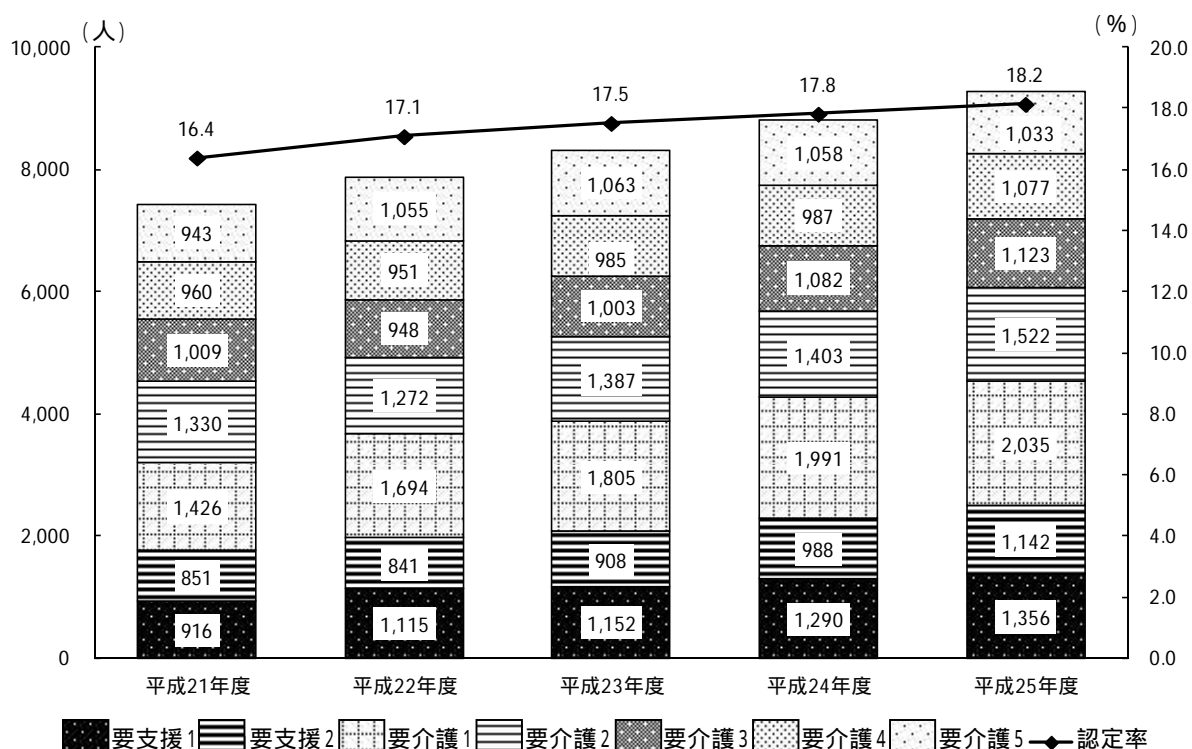
図表 要介護(要支援)認定者数の推移

(単位:人,%)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	916	1,115	1,152	1,290	1,356
要支援2	851	841	908	988	1,142
要介護1	1,426	1,694	1,805	1,991	2,035
要介護2	1,330	1,272	1,387	1,403	1,522
要介護3	1,009	948	1,003	1,082	1,123
要介護4	960	951	985	987	1,077
要介護5	943	1,055	1,063	1,058	1,033
計	7,435	7,876	8,303	8,799	9,288
認定率	16.4	17.1	17.5	17.8	18.2

* 第2号被保険者を含む。

出典:介護保険事業年報(各年度末現在)



< 介護保険事業計画（第5期） >

（1）介護保険サービス利用者数の状況

介護保険サービスの利用者は、平成25年度平均の利用者合計に占める在宅サービス利用者の割合は72.4%、グループホーム・特定施設サービス利用者の割合は9.0%、施設サービス利用者は18.6%となっています。

平成20年度平均に比べて、施設サービス利用者は2.5ポイント減少しているのに対し、在宅サービス利用者は2.0ポイント、グループホーム・特定施設サービス利用者の割合は0.5ポイント増加しています。

図表 介護保険サービスの利用者数の推移（月平均）

（単位：人，%）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在宅サービス （グループホーム、特定施設除く）	利用者数	3,706	3,829	3,970	4,324	4,514	4,712
	構成比	70.4	70.1	70.0	70.1	71.9	72.4
在宅・居住系サービス （グループホーム、特定施設）	利用者数	446	493	535	521	563	588
	構成比	8.5	9.0	9.4	8.7	9.0	9.0
施設サービス	利用者数	1,113	1,140	1,166	1,157	1,198	1,211
	構成比	21.1	20.9	20.6	19.3	19.1	18.6
介護保険サービス利用者数計	利用者数	5,265	5,462	5,671	6,002	6,275	6,511

出典：介護保険被保険者数等事業状況

(2) サービス別の利用実績と給付費の推移

給付費は、介護保険サービスの利用者数の増加に伴い、介護給付、予防給付ともに増加傾向が続いています。平成21年度には約94.7億円の総給付費が平成23年度には100億円を上回り、平成25年度には約116.3億円となっています。

サービス別の介護給付費の推移を見ると、平成21年度と比べ平成25年度では、訪問入浴介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、介護療養型医療施設を除くサービスの給付費が増加しています。

以上のことから、増加するサービス給付費への対応が今後の課題として考えられます。

図表 介護給付費の推移

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
居宅サービス						
訪問介護	実績値(回)	274,651	293,012	304,021	290,418	346,807
	給付費	900,080,197	960,650,760	995,987,980	1,038,765,350	1,108,598,824
訪問入浴介護	実績値(回)	11,250	11,675	13,150	11,752	10,815
	給付費	134,781,692	139,682,461	157,903,647	160,484,059	133,753,351
訪問看護	実績値(回)	27,246	32,147	38,888	61,820	72,385
	給付費	208,150,705	245,991,641	300,009,675	321,271,218	330,131,425
訪問リハビリテーション	実績値(回)	2,749	6,004	7,948	5,750	5,431
	給付費	8,488,881	18,130,506	23,928,535	19,823,964	16,474,002
居宅療養管理指導	実績値(人)	7,360	8,395	10,072	10,365	12,823
	給付費	82,002,366	96,333,776	118,788,830	133,889,409	163,447,527
通所介護	実績値(回)	131,225	134,449	141,480	145,992	186,106
	給付費	972,136,756	987,364,997	1,043,266,818	1,220,020,871	1,442,669,818
通所リハビリテーション	実績値(回)	52,775	58,490	60,874	56,642	61,014
	給付費	498,002,358	538,031,295	541,123,826	556,277,797	548,736,435
短期入所生活介護	実績値(日)	34,369	33,237	32,680	30,645	36,612
	給付費	302,207,269	292,503,057	286,404,929	288,511,141	317,754,323
短期入所療養介護	実績値(日)	12,988	13,341	13,724	12,402	12,404
	給付費	139,029,222	145,250,916	148,856,970	150,418,854	137,004,132
特定施設入居者生活介護	実績値(人)	4,244	4,580	5,534	5,488	6,267
	給付費	827,983,803	899,670,263	1,089,480,748	1,184,042,287	1,259,812,399
福祉用具貸与	実績値(件)	77,417	85,412	95,535	93,744	110,998
	給付費	311,611,355	329,920,580	356,333,597	370,464,119	379,594,099
特定福祉用具販売	実績値(人)	542	577	560	655	675
	給付費	14,737,756	15,382,601	14,844,199	17,490,774	17,334,896
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実績値(人)					
	給付費					
夜間対応型訪問介護	実績値(人)	713	948	883	797	860
	給付費	15,252,206	20,274,392	19,610,118	16,010,454	15,831,203
認知症対応型通所介護	実績値(回)	12,546	15,538	13,157	10,016	9,413
	給付費	117,555,740	126,605,949	124,186,473	113,730,426	99,404,302
小規模多機能型居宅介護	実績値(人)	62	124	279	415	490
	給付費	12,603,079	24,095,416	51,219,883	82,077,336	91,773,003
認知症対応型共同生活介護	実績値(人)	1,003	1,104	1,371	1,314	1,642
	給付費	252,781,905	276,818,553	342,903,302	368,779,031	426,080,161
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	実績値(人)					71
	給付費					15,517,018
地域密着型特定施設入居者生活介護	実績値(人)					
	給付費					
複合型サービス	実績値(人)					
	給付費					
住宅改修	実績値(人)	413	466	398	453	491
	給付費	41,139,849	43,744,509	38,023,905	41,178,179	45,379,927
居宅介護支援	実績値(人)	35,820	36,876	38,663	40,026	42,093
	給付費	468,462,492	506,440,376	535,002,891	533,260,628	586,338,291
施設サービス						
介護老人福祉施設	実績値(人)	7,415	7,569	7,626	7,612	8,325
	給付費	1,866,315,661	1,916,942,383	1,937,043,510	2,060,819,084	2,089,719,508
介護老人保健施設	実績値(人)	4,526	4,917	4,986	4,643	5,155
	給付費	1,207,086,895	1,325,811,813	1,339,195,842	1,349,622,755	1,380,326,378
介護療養型医療施設	実績値(人)	1,736	1,505	1,471	1,269	1,280
	給付費	649,967,153	564,801,329	552,822,214	527,423,125	484,272,704
介護給付費計		9,030,377,340	9,474,447,573	10,016,937,892	10,554,360,861	11,089,953,726

出典:東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

サービス別の予防給付費の推移を見ると、平成21年度と比べて平成25年度は、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護を除くサービスで、給付費が増加しています。

図表 予防給付費の推移

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	実績値(人)	6,863	7,241	7,101	6,168	6,537
	給付費	114,360,669	117,701,450	113,771,777	114,694,812	112,415,005
介護予防訪問入浴介護	実績値(人)	1	2	8	2	0
	給付費	16,447	49,342	197,370	42,398	0
介護予防訪問看護	実績値(回)	1,704	1,511	2,130	3,079	3,287
	給付費	7,448,835	9,951,089	14,284,596	12,892,962	12,945,219
介護予防訪問リハビリテーション	実績値(回)	152	648	912	500	635
	給付費	440,176	1,885,360	2,693,875	1,686,452	1,894,617
介護予防居宅療養管理指導	実績値(人)	564	673	606	650	748
	給付費	5,280,300	6,690,060	6,606,450	7,641,495	8,116,362
介護予防通所介護	実績値(人)	3,753	3,753	4,164	4,210	5,341
	給付費	132,039,609	127,332,574	138,414,689	147,990,522	174,882,109
介護予防通所リハビリテーション	実績値(人)	1,197	1,429	1,652	1,584	1,433
	給付費	47,566,629	56,041,417	62,206,052	68,832,486	55,098,315
介護予防短期入所生活介護	実績値(日)	300	342	315	279	450
	給付費	1,776,065	2,130,342	2,105,850	1,905,363	2,963,459
介護予防短期入所療養介護	実績値(日)	105	95	243	62	15
	給付費	874,349	895,367	2,033,195	691,209	71,266
介護予防特定施設入居者生活介護	実績値(人)	668	730	721	716	790
	給付費	59,174,860	64,467,888	62,919,249	64,306,069	64,953,442
介護予防福祉用具貸与	実績値(件)	3,077	5,023	6,007	5,706	6,303
	給付費	13,754,220	19,418,769	22,485,456	21,635,154	20,582,379
介護予防特定福祉用具販売	実績値(人)	136	118	152	135	179
	給付費	3,052,513	2,440,665	3,491,179	3,131,196	4,462,087
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	実績値(回)	51	59	5	0	0
	給付費	298,505	344,211	28,817	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	実績値(人)		4	12	16	25
	給付費		322,636	958,413	793,970	1,275,283
介護予防認知症対応型共同生活介護	実績値(人)					
	給付費					
介護予防住宅改修	実績値(人)	182	220	244	238	223
	給付費	19,059,447	22,685,394	25,139,338	25,106,083	24,605,708
介護予防支援	実績値(人)	8,772	10,725	12,165	12,266	12,649
	給付費	40,644,774	49,984,912	56,097,238	56,559,264	58,139,198
介護予防給付費計		445,787,398	482,341,476	513,433,544	527,909,435	542,404,449
総給付費(介護給付費+予防給付費)		9,476,164,738	9,956,789,049	10,530,371,436	11,082,270,296	11,632,358,175

出典:東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

3 アンケート調査からみた現状

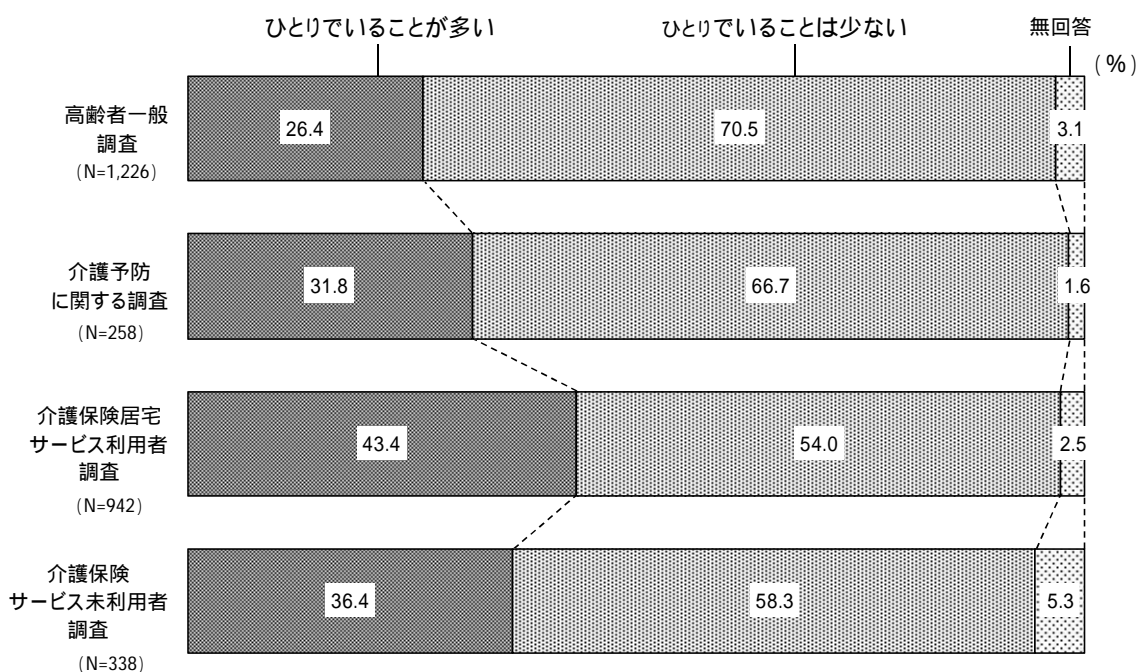
計画の策定にあたって、市民や事業者、医療従事者を対象とした12種類のアンケート調査を実施しました。なお、アンケート調査の概要については、資料編を参照してください。

(1) 日中独居・老老介護

日中の状況

平成25年に実施したアンケート調査で高齢者の日中の状況をたずねたところ、「ひとりであることが多い」を回答したのは「介護保険居宅サービス利用者調査」がもっとも多く、次いで「介護保険サービス未利用者調査」となっています。支援が必要な高齢者の人が、日中ひとりである割合が高い状況になっています。

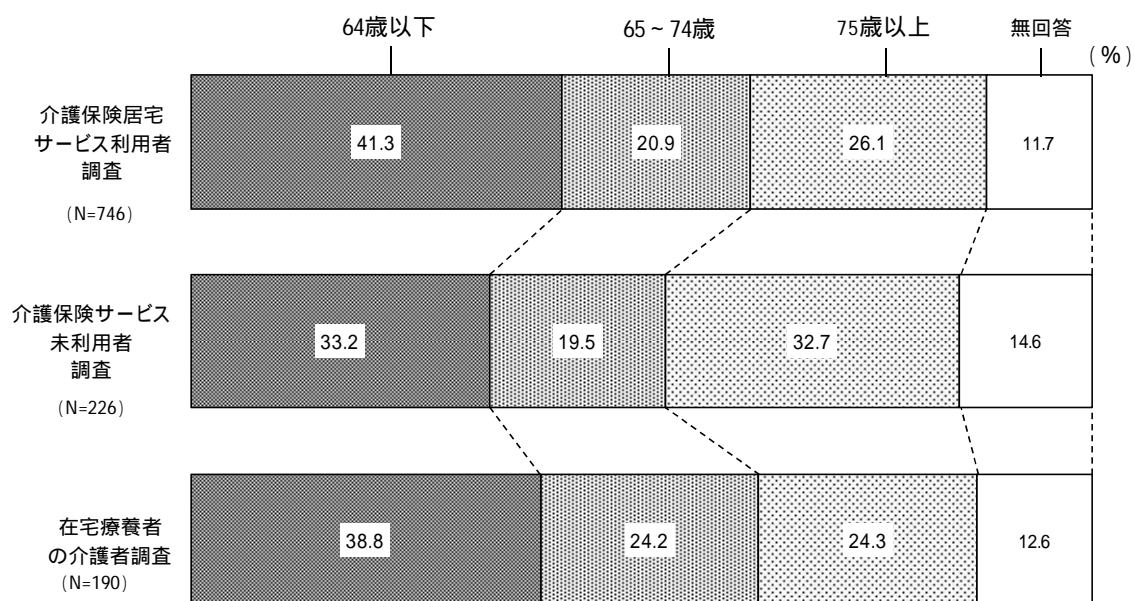
図表 日中の状況



主に介護している人の年齢

主に介護している人の年齢は、「65歳以上」が「介護保険サービス未利用者調査」では5割、「介護保険居宅サービス利用者調査」、「在宅療養者の介護者調査」では4割台となっています。さらに介護保険サービス未利用者調査では、「75歳以上」の後期高齢者が主たる介護者になっている割合は3割を超えており、いわゆる「老老介護」の状況がかなり進んでいると考えられます。

図表 主に介護している人の年齢



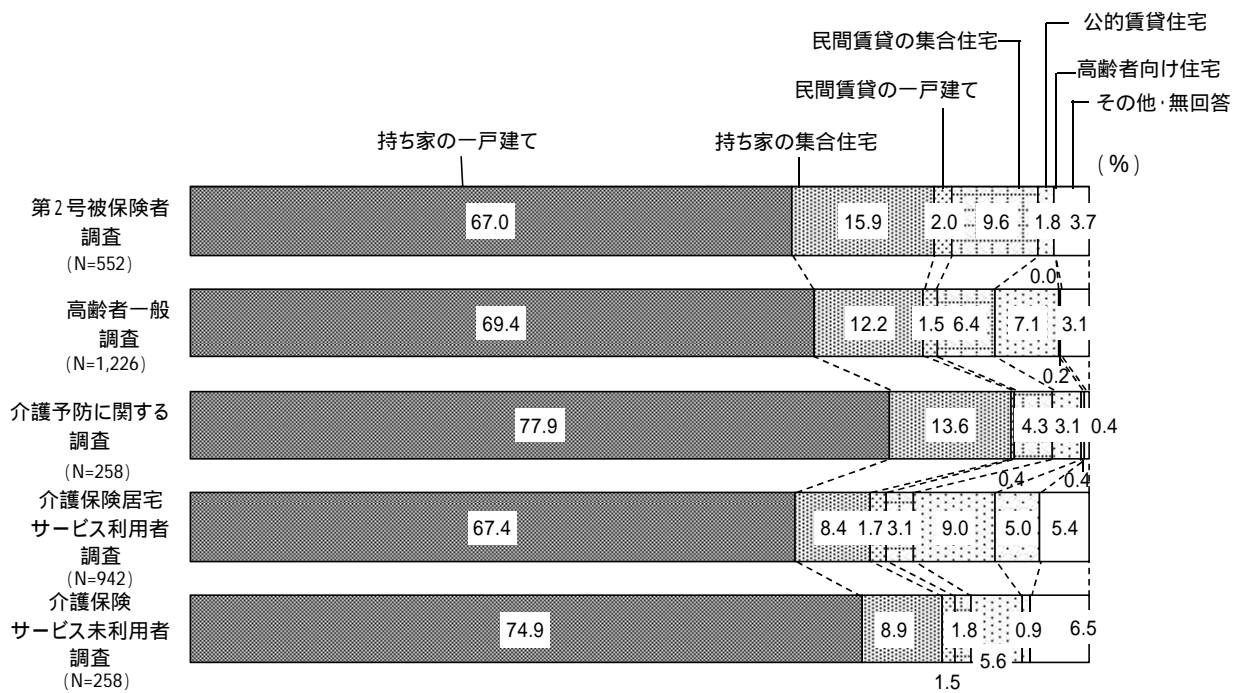
(2) 高齢者の住まい

居住形態

居住形態は、いずれの調査においても「持ち家の一戸建て」が最も多く、「介護予防に関する調査」と「介護保険サービス未利用者調査」では7割を超えています。

「高齢者向け住宅」は「介護保険居宅サービス利用者調査」では5%となっており、

図表 居住形態

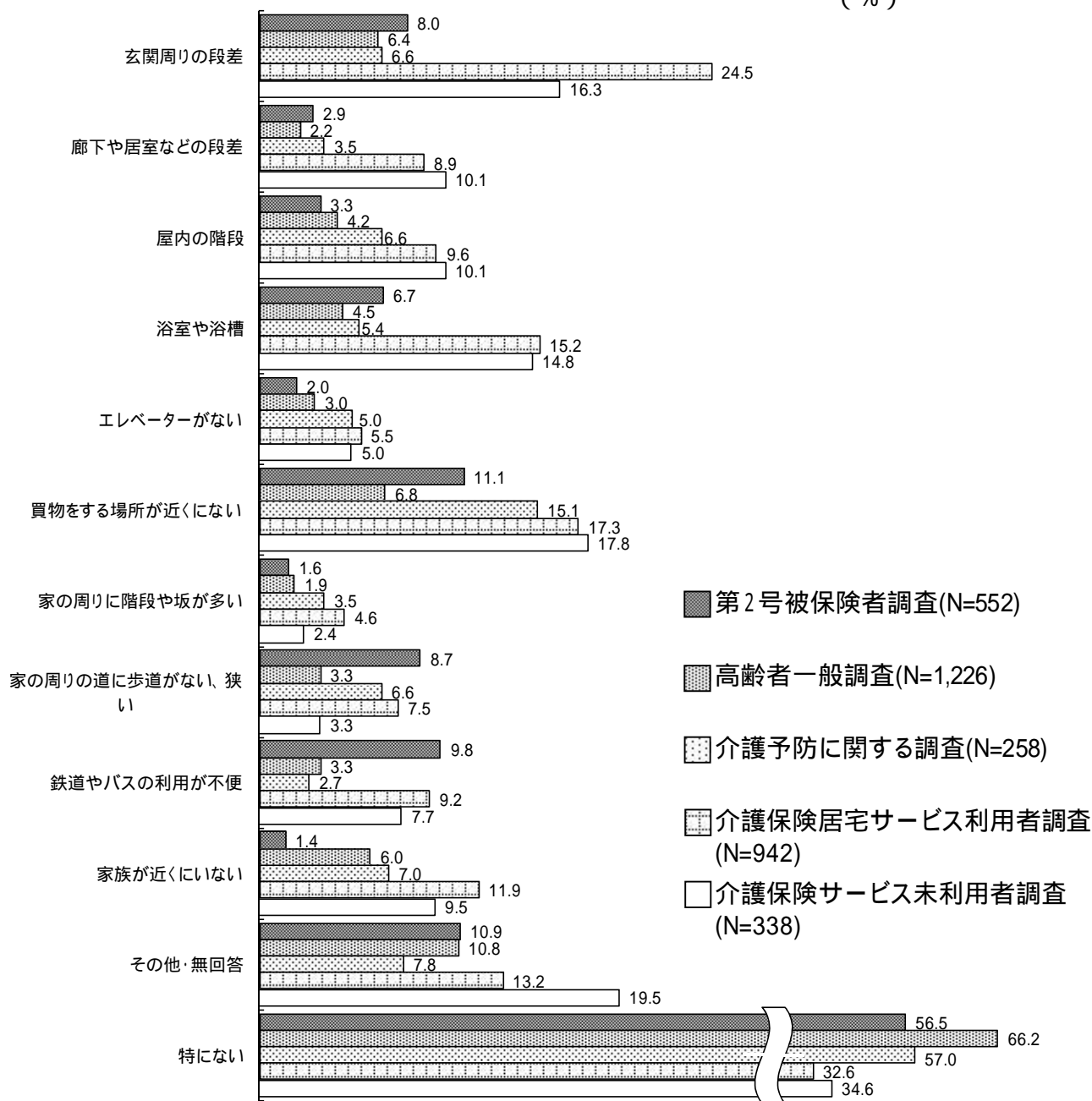


住まいや住環境で困っていること

住まいや住環境で困っていることは、いずれの調査においても「特にない」が最も多く、「高齢者一般調査」は7割近くなっていますが、「介護保険サービス利用者調査」や「介護保険サービス未利用者調査」の要援護高齢者は、「玄関周りの段差」、「浴室や浴槽」など住宅設備や住宅周りの問題や「買物をする場所が近くにない」といった生活上の不便を挙げています。

図表 住まいや住環境で困っていること（複数回答）

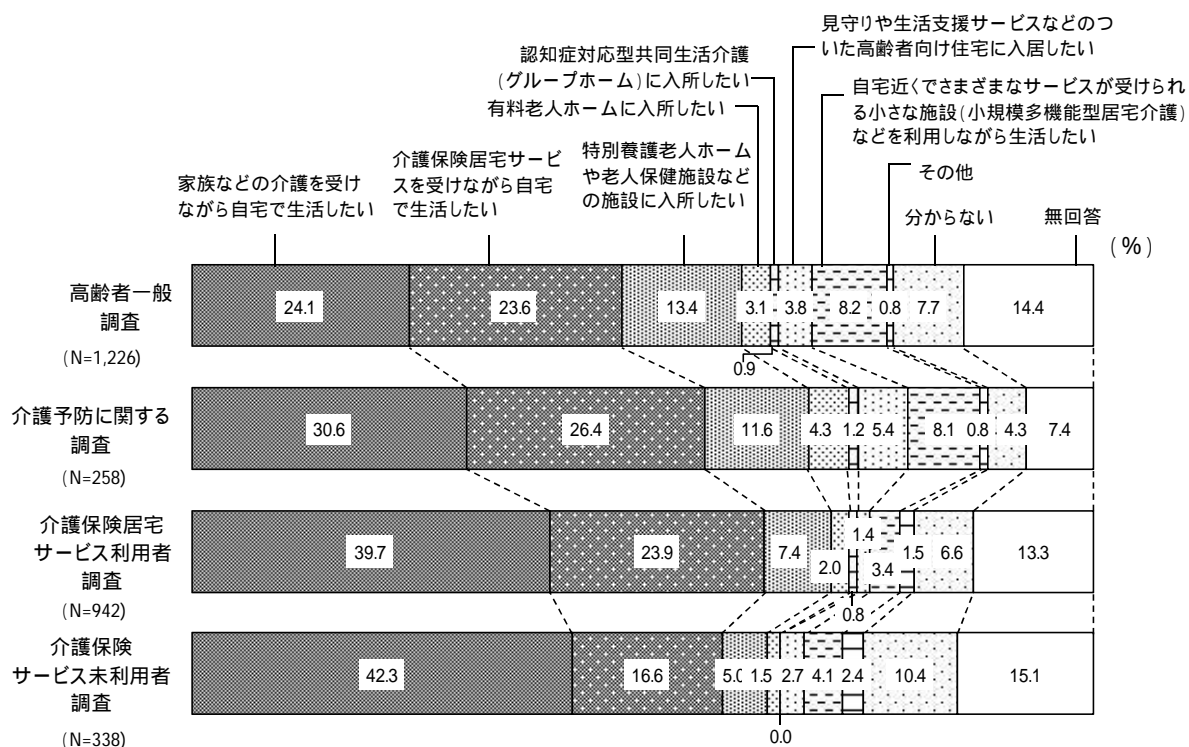
(%)



介護が必要になったとき、生活したい場所

介護が必要になったとき、生活したい場所（介護保険居宅サービス利用者調査では今後、生活したい場所）をたずねたところ、いずれの調査も「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」が最も多く、次いで、「介護保険居宅サービスを受けながら自宅で生活したい」となっています。

図表 介護が必要になったとき、生活したい場所（今後、生活したい場所）



(3) 地域コミュニティ

地域活動への参加

高齢者の地域活動、行事等への参加状況は、「よく参加している」と、「時々参加している」を合わせ、参加率は26.5%となっています。

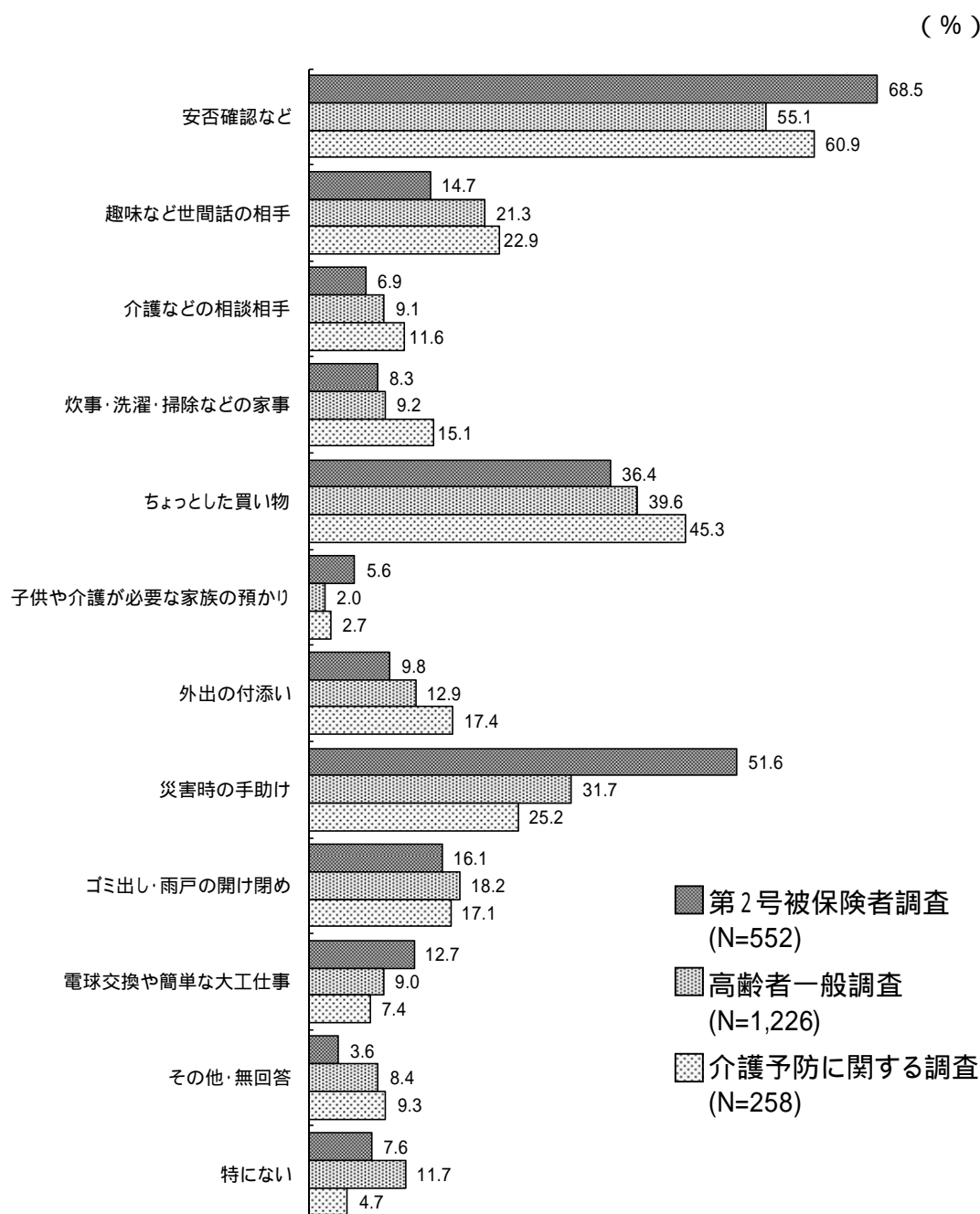
図表 地域活動への参加状況（全体、性・年代別）（高齢者一般調査）

	合計	Q14.地域活動、行事等への参加状況					
		よく参加している	時々参加している	あまり参加していない	まったく参加していない	無回答	
全体	1,226	9.2	17.3	26.6	40.8	6.1	
性・年代別	男性-65～74歳	309	7.1	14.9	25.9	47.6	4.5
	男性-75～84歳	188	13.8	17.6	27.1	37.2	4.3
	男性-85歳以上	32	6.3	6.3	18.8	46.9	21.9
	女性-65～74歳	408	9.1	18.4	28.4	40.9	3.2
	女性-75～84歳	244	9.4	20.5	26.6	33.6	9.8
	女性-85歳以上	32	9.4	12.5	18.8	43.8	15.6

地域での支え合いに関する意向

地域の支え合いとしてできることは、「第2号被保険者調査」、「高齢者一般調査」、「介護予防に関する調査」いずれも「安否確認など」が最も多く、次いで、「ちょっとした買い物」、「災害時の手助け」となっています。

図表 地域の支え合いとしてできること（複数回答）

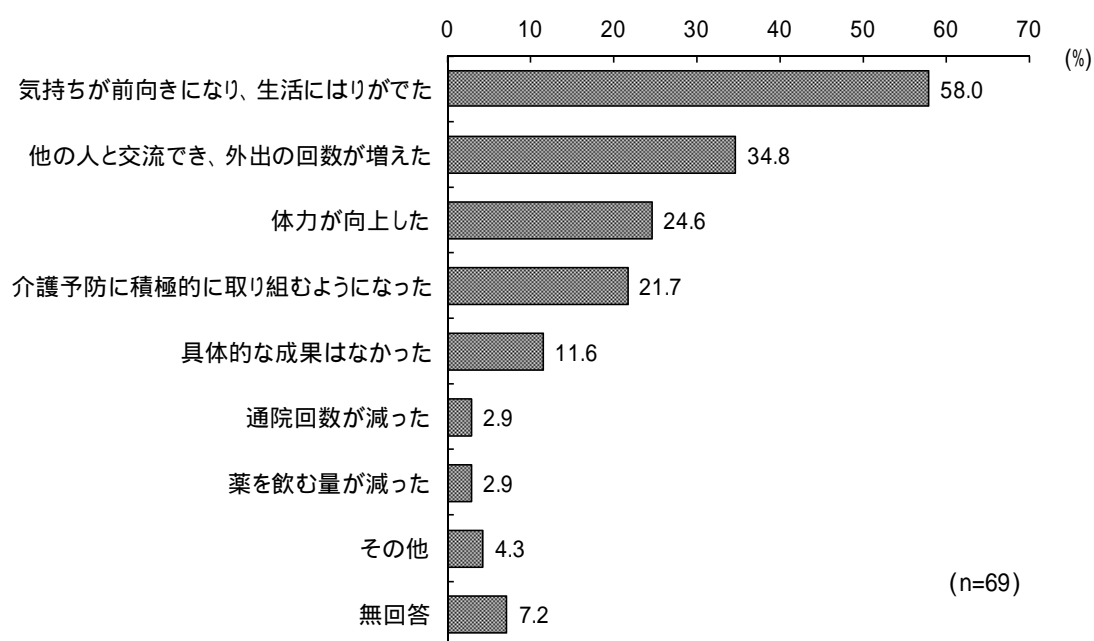


(4) 介護予防

介護予防サービスの評価

介護予防サービスを「利用している」「利用したことがある」と答えた人に、介護予防サービスを利用して変わったことをたずねたところ、「気持ちが前向きになり、生活にはりがでた」が最も多く、次いで、「他の人と交流でき、外出の回数が増えた」、「体力が向上した」となっています。

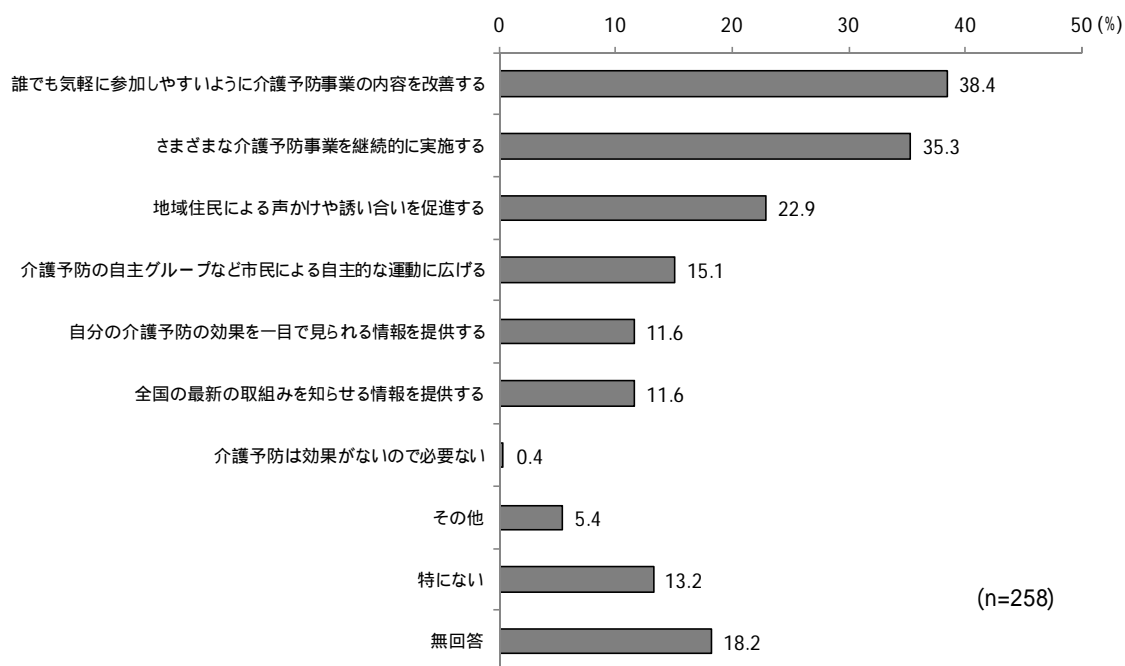
図表 介護予防サービスを利用して変わったこと（介護予防に関する調査）
＜利用している（したことがある）と回答した人＞（全体：複数回答）



介護予防サービスへの期待

府中市の介護予防に望むことは「誰でも気軽に参加しやすいように介護予防事業の内容を改善する」が最も多く、「さまざまな介護予防事業を継続的に実施する」、「地域住民による声かけや誘い合いを促進する」が続いています。

図表 府中市の介護予防に望むこと（全体：複数回答）（介護予防に関する調査）



(5) 認知症に関する現状

認知症への関心

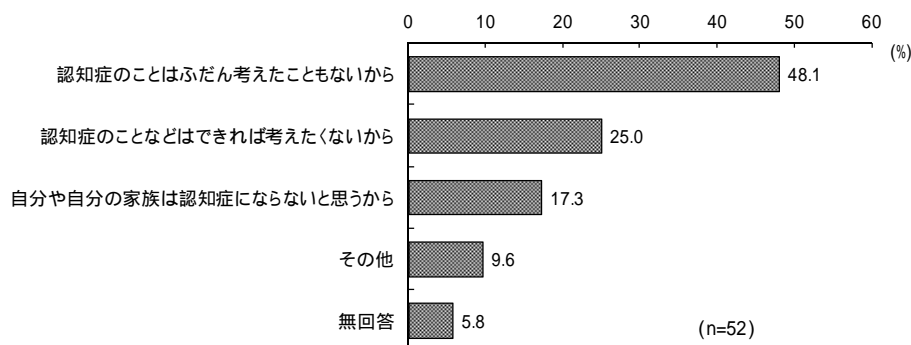
認知症に関心があると答えた人に理由をたずねたところ、「自分や自分の家族が認知症になるかもしれないから」が最も多く、「新聞やテレビ、マスコミで話題になっているから」、「知人や知人の家族で認知症になった人を知っているから」、「自分の家族に認知症になった人がいるから」が続いています。

図表 認知症へ関心がある理由（認知症に関する意識・実態調査）
 < 認知症に関心があると回答した人 >（全体・年代別：複数回答）

		Q1-1.関心がある理由								(%)
		合計	自分や自分の家族が認知症になるかもしれないから	新聞やテレビ、マスコミで話題になっているから	知人や知人の家族で認知症になった人を知っているから	自分の家族に認知症になった人がいるから	身近な地域、職場などで認知症になった人がいるから	福祉や介護に関連した仕事をしているから	その他	無回答
全体		273	56.8	46.9	28.2	20.5	7.7	4.0	5.1	0.4
年代別	40～64歳	102	64.7	30.4	24.5	29.4	5.9	7.8	2.9	0.0
	65～74歳	100	56.0	53.0	30.0	17.0	7.0	1.0	4.0	1.0
	75～84歳	63	47.6	61.9	33.3	14.3	11.1	1.6	9.5	0.0
	85歳以上	6	50.0	50.0	16.7	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0

認知症に関心がない人に理由をたずねたところ「認知症のことはふだん考えたこともないから」が半数近くを占め、次いで、「認知症のことなどはできれば考えたくないから」が4分の1を占めています。

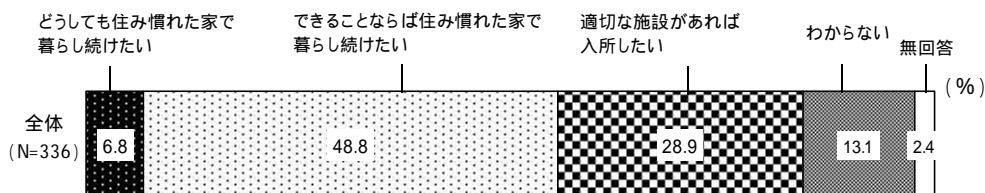
図表 認知症へ関心がない理由（認知症に関する意識・実態調査）
 < 認知症に関心がないと回答した人 >（全体：複数回答）



認知症になっても住み慣れた家で暮らしたいか

認知症になっても住み慣れた家で暮らしたいかたずねたところ、「できることならば住み慣れた家で暮らし続けたい」が最も多く、次いで、「適切な施設があれば入所したい」、「わからない」となっています。

図表 認知症になっても住み慣れた家で暮らしたいか（全体）
（認知症に関する意識・実態調査）



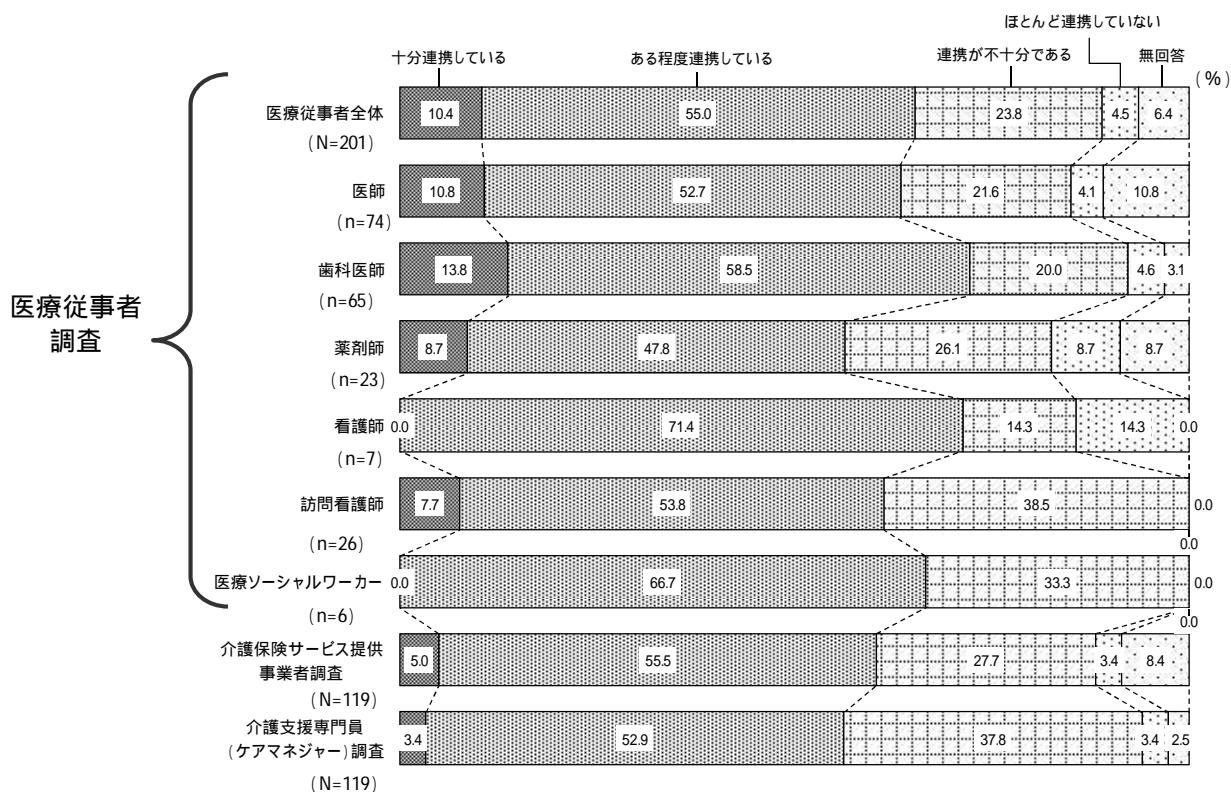
（6）医療と介護の連携

医療と介護は連携しているか

平成37年（2025年）に向けて地域包括ケアシステムの構築が求められており、その中で医療と介護の連携は最重要課題であると言われています。

医療と介護の連携の程度についての考えをたずねたところ、いずれも「ある程度連携している」が最も多く、次いで「連携が不十分である」となっており、訪問看護師、ケアマネジャーは約4割が不十分と思っています。

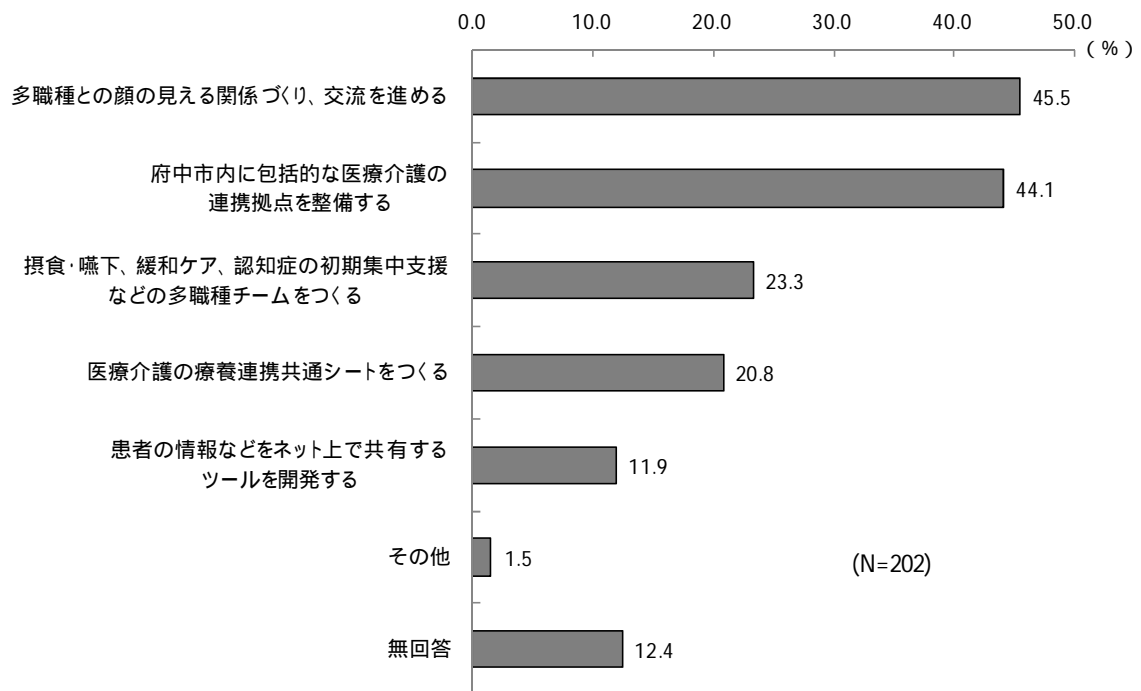
図表 医療と介護の連携の程度



これから必要な医療と介護の連携の仕組み

医療従事者に連携の仕組みづくりのために必要なことをたずねたところ、「多職種との顔の見える関係づくり、交流を進める」が最も多く、「府中市内に包括的な医療介護の連携拠点を整備する」、「摂食・嚥下、緩和ケア、認知症の初期集中支援などの多職種チームをつくる」が続いています。

図表 医療と介護の連携の仕組みづくりに必要なこと（全体：複数回答）
（医療従事者調査）

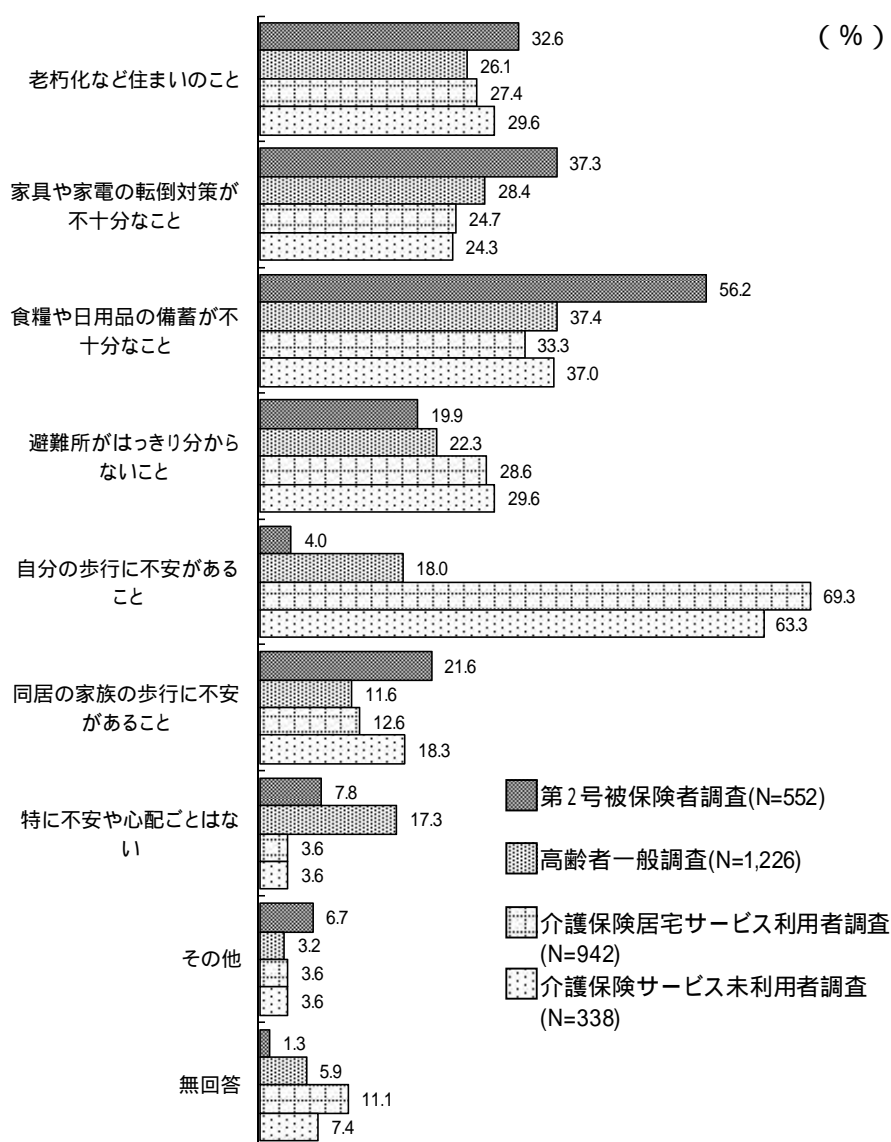


(7) 防災・災害対応に関する現状

災害時の不安や心配ごと

災害時の不安や心配ごとは、「第2号被保険者調査」と「高齢者一般調査」では「食糧や日用品の備蓄が不十分なこと」が最も多いが、「介護保険居宅サービス利用者調査」と「介護保険サービス未利用者調査」は「自分の歩行に不安があること」が最も多くなっています。

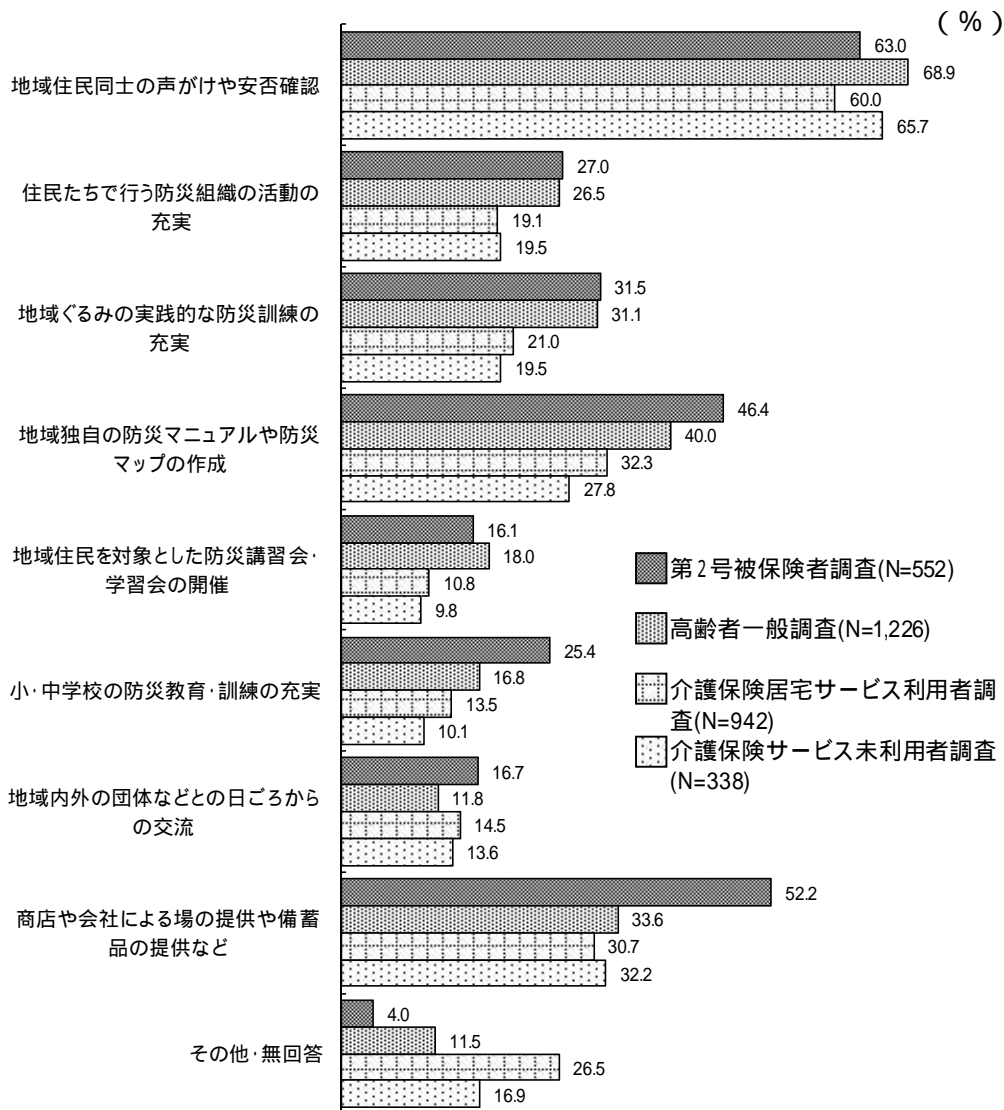
図表 災害時の不安や心配ごと（複数回答）



市民や企業などが行政と協働して取り組むとよいこと

災害に備えて市民や企業などが行政と協働で取り組むとよいと思うことをたずねたところ、いずれの調査でも「地域住民同士の声かけや安否確認」が最も多く、6～7割となっています。次いで多いものは、「商店や会社による場の提供や備蓄品の提供」、「地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成」などとなっています。

図表 災害に備えて行政と協働で取り組むとよいこと（複数回答）



**第2章 府中市高齢者保健福祉・介護保険事業計画
取組と課題**

第2章 取組と課題

1 これまでの取組み

< 高齢者保健福祉計画 >

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」(以下、『第5期計画』)は、高齢化が進むなかで、第5次府中市総合計画後期基本計画の基本目標である「安心していきいきと暮らせるまちづくり - みんなでつくる、みんなの福祉 -」を計画の基本理念に掲げ、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するために高齢者保健福祉施策と介護保険施策の推進を図ってきました。『第5期計画』での重点的な取組みとしては、高齢者の住まい方の支援や医療との連携、認知症支援の充実、生活支援サービスの充実、地域包括支援センターの機能の充実の5つであり、これらを重点的に取組んできました。

ここでは、『第5期計画』の取組み状況の評価を行い、今後3年間(平成27年度～平成29年度)に取組むべき課題を整理します。

(1) いきいきと活動的に暮らすために

団塊の世代や元気高齢者が豊富な知識や経験、技術を活かしながら、地域の一員であるとともに、また、サービスやボランティアの担い手として活躍できる機会を創出するために、地域活動の情報提供や地域貢献活動・地域参加の促進への支援、高齢者の就業支援、老人クラブの活動への支援、生涯学習やスポーツ活動等と連携した事業を実施するなど高齢者の充実した暮らしへの支援を推進する取組みを行ってきました。

自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティア等の活発な地域活動が展開されている一方で、活動に参加しない市民が多いのも現状です。

今後は、多様な世代、とりわけ高齢者が活動しやすい地域活動の仕組みを考え、展開していくことが重要と考えます。

(2) 健康づくり・介護予防を進めるために

すべての高齢者が心身や生活の状況に応じて自らが健康づくりに取り組める環境を整備するとともに、要介護状態になることを予防することや認知症になることを予防する必要性に気づき、早い時期から意識して健康づくりに取り組むことができ

るよう、健康づくりや介護予防の推進をしてきました。

健康づくり事業では、健康増進事業、健康相談・啓発活動、メタボリックシンドロームの予防等を進めてきました。『第5期計画』では「歯科医療連携推進事業」を実施し、また摂食・嚥下機能支援検討協議会を開催しました。

介護予防に対する取組みでは、府中市では国の施策に先駆け、介護予防コーディネーターを設置する先駆的な取組みを行ってきました。平成18年には介護予防推進センターを設置し、介護予防健診に基づく各種プログラムの提供や、自主グループ活動支援、介護予防サポーターの育成など、さまざまな活動に取り組んできました。

また、各地域包括支援センターにおいても、介護予防健診に基づく介護予防教室や地域デイサービス事業（ほっとサロン）を実施し、全市的に介護予防事業を展開しています。

今後は、介護予防事業の取組みをさらに発展させていくことが課題です。

（3）地域で支え合う仕組みづくりを進めるために

府中市ではこれまで「見守りネットワーク」事業を推進し、地域住民やさまざまな地域の関係団体との地域連携を進めてきました。平成24年度には配食サービス事業者と「地域の見守り活動に関する協定」を締結するなど、ひとり暮らし高齢者の生活に寄り添った見守り活動を推進しています。さらに平成25年度からは高齢者世帯等緊急時見守り事業を開始しました。今後ひとり暮らし高齢者が増加するなかで、引き続き重点的に取組みを推進していく必要があると考えています。

また、災害時要援護者の支援については、「災害時要援護者名簿」の登録・更新を進め、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯には救急医療情報キットを配布するなど、きめ細かな事業を行いました。

福祉施設等の介護事業者との災害時の連携では、平成24年度末までに10施設と防災協定を締結しました。しかし、サービス提供事業者における事業継続計画（BCP）の策定が進んでいないため、今後の大規模災害等に備え、事業者の集団指導の機会などを通じて計画策定を促進していきます。

（4）安心して暮らし続けるために

府中市では介護が必要になっても高齢者が尊厳をもって住み慣れたまちで、安心して暮らし続けられるよう生活支援サービスや介護保険サービス、保健福祉サービスを提供してきました。

基盤整備については『第5期計画』中に特別養護老人ホーム1か所、グループホーム3か所、地域密着型の特別養護老人ホーム1か所（特別養護老人ホームに併設）を整備し、着実に推進しています。しかしながら、今もなお特別養護老人ホームへの入所待機者が少なくないことから、さまざまなサービスの紹介も含めた支援策を

講じていく必要があります。

また、医療的ケアが必要になった場合でも在宅生活を継続できるよう、要介護高齢者と家族への支援や、認知症高齢者と家族介護者への支援を進めてきました。今後も施設から在宅への介護支援策をより充実することが求められると予想されており、介護支援策の推進にあたっては市民啓発や医療と介護の連携の仕組みづくりが課題となります。

認知症ケアの推進については、認知症サポーター養成講座、緊急ショートステイ、認知症タウンミーティングなどさまざまな事業を推進しています。医療支援では「もの忘れ相談医」をスタートしていますが、都内 12 箇所に設置された認知症疾患医療センターとの連携や、かかりつけ医等の対応力向上、認知症サポート医と専門医との連携のしくみづくりが課題となっています。

また、高齢者の多様な住まい方への支援として、府中市では高齢者住宅の運営や、住宅改修等の改善支援を行ってきました。今後も高齢化の進展が予想されることから、サービス付き高齢者向け住宅や低所得高齢者の住まいなど、多様なニーズや個々の身体状況に対応した高齢者の住まいが確保できる環境づくりを進めることが課題となっています。

(5) 利用者本位のサービスの実現のために

高齢者がそれぞれのニーズにあったサービスを自己選択・自己決定ができるように、さまざまな方法で情報を入手でき、身近な場所で相談ができる体制をつくるために地域包括支援センターの充実と情報提供・相談体制の充実を図ってきました。

地域包括支援センターは市内に 11 か所整備され、地域に根付いた相談支援体制を実施してきました。また、地域デイサービスを実施しているほか、地域特性や地域資源、高齢化の状況が異なるなか、住民や自治会・町内会、民生委員・児童委員等と連携しながら地域の課題を共有し、解決策を考え、さまざまな方策により高齢者支援を展開してきました。また、府中市の地域包括支援センターは、看護職を配置しており、医療的な視点からの包括的継続的ケアマネジメントを展開していますが、今後は認知症地域支援推進員の配置なども考えられます。

これからさらに、地域包括支援センターの機能の充実を図り、効果的な運営方を検討していくことが課題となっています。

2 計画策定にあたっての国の動向

平成26年6月に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするための地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険制度改正が行われました。

今回の見直しは、平成37年(2025年)の高齢化社会を見据えた地域包括ケアシステムをつくるため、予防給付のうち主要な訪問介護や通所介護が市町村事業へ移行するなど、介護保険制度創設以来の大改正となります。

府中市は、介護予防や認知症施策などこれまで重点的に進めてきた取組みをより一層充実させながら、制度改正に取り組んでいきます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

<サービスの充実>

在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に向けて、地域包括支援センターや医師会等とも連携しつつ、在宅医療連携拠点機能をつくり、連携体制の構築が求められています。

認知症施策の推進

「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」が平成24年に発表され、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指すための取組みが進められようとしています。

新しい取組みとして、認知症ケアパスの作成普及や、認知症初期集中支援チームの設置、認知症サポート医養成研修、地域支援推進員などが挙げられています。

地域ケア会議の推進

地域包括支援センターレベルの地域ケア会議と、市レベルの地域ケア推進会議が連携し、個別事例の検討を通じた多職種協働のケアマネジメント支援が求められています。

生活支援サービスの充実・強化

介護予防の見直しにともない、市町村で「介護予防・日常生活総合支援事業」の体制づくりを進めると同時に、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が生活支援サービスの提供主体を充実していくことが期待されています。

<重点化・効率化の動き>

予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化

予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・日常生活支援総合事業として実施し、多様化します。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則要介護3以上に限定

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則要介護3以上に限定することとなります。また付帯決議では、軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に

応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、適切な措置を講ずることとしています。

(2) 費用負担の公平化

< 低所得者の保険料軽減を拡充 >

低所得者の保険料の軽減割合を拡大（別枠で公費を投入）

給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を全国的に拡大する予定です。

< 重点化・効率化 >

一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ

これまで一律1割であった利用料負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする予定です。

高額介護サービス費の限度額の見直し

医療保険における住民税課税世帯の基準が引き上げられていることから、負担能力のある対象者の高額介護サービス費の限度額を引き上げる予定です。

施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加

低所得の施設利用者へ一定額以上を保険給付していた「特定入所者介護サービス費」について、従来の要件に加え、預貯金や配偶者の課税状況等を勘案する予定です。

3 府中市の高齢者福祉に関する課題

ここでは、府中市の高齢者保健福祉・介護保険の現状や国の動向、これまでの取組みで見えてきた課題を整理します。

(1) 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

新たな高齢者像に立った地域活動や就労の仕組みの検討

今回実施したアンケート調査（高齢者一般調査）では、高齢者の4人に1人が就労しており、就労していない人も比較的多くの方が知識や技能を活かした仕事がしたいと考えています。また、既存の地域活動への参加率は低いものの、若い世代との交流、見守りやちょっとした買い物等はできると考える高齢者は比較的多くなっています。

このことから、元気な高齢者の力を府中市の高齢社会の地域づくりに活かせるような新しい仕組みをつくることが重要な課題です。本計画では、高齢者が培った能力や経験を活かし、ライフスタイルや意欲に応じて参加できる地域活動の条件や就労環境の整備が必要です。

地域コミュニティを核とした高齢者支援体制の構築

府中市では、地域包括支援センターが中心となって、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が地域で安心して暮らし続けるための「見守りネットワーク」を推進してきました。その活動を通して、新旧コミュニティの状況、地域の特性、高齢化率、社会資源が異なるなかで、これまで以上に住民主体の「地域づくり」が必要になることが明らかになりました。本計画では、高齢者支援の充実に向けて、地域の現状把握の方策（全数調査、マップづくり等）の検討や、地域福祉分野と連携した担い手確保、住民組織の活性化、市民協働による体制づくりの検討が必要です。

壮年期から継続して取組む健康づくり・介護予防の充実

アンケート調査（第2号被保険者調査）では、「健康である」と考える人は9割以上ですが、「腰痛症」「高血圧症」があると回答した人もともに15%前後と高くなっています。今回調査は40代以上も対象でしたが、健康診断を受けた市民の4割が保健指導を受けており、生活習慣改善の難しさが指摘されています。

高齢期の健康は、壮年期からの生活習慣が反映されることから、早い時期からライフスタイルに合った食生活の見直し、歯の健康、アルコールや喫煙、心の健康、運動、仲間づくりなどを進めていく必要があります。本計画では、「健康ふちゅう21」とも連動しながら、健康寿命を延ばし、要介護を防止するため、壮年期から高齢期までの継続して取組む健康づくり事業、介護予防事業を検討します。

(2) 介護予防・日常生活支援の体制づくり

ひとり暮らしや高齢者世帯の日常生活を支援する仕組みづくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなかで、日常生活支援の必要性はますます大きくなっています。アンケート調査でも、住まい・住環境の困りごととしては介護予防に関する調査で15%、居宅サービス利用者調査で17%の人が「買い物をする場所が近くにない」と回答しています。その一方で、高齢者一般調査では地域の支え合いとして「ちょっとした買い物ができる」と回答した人は4割近くに上っています。

今後は、日常生活の支援の仕組みをつくり、地域に根付かせ、高齢者の暮らしをより安心できるものにしていくことが課題です。本計画では、生活支援の仕組みや受け皿を検討し、そのための情報提供、意識啓発、多様な活動への支援を行っていくことが必要です。

地域で取組む新たな介護予防の推進

アンケート調査（介護予防に関する調査）では、介護予防により多くの人が生活に張りを感じており、継続した介護予防を希望しています。府中市では、介護予防推進センターを中心に介護予防事業を行っており、その結果、対象者の心身状況の改善、要介護認定率にも一定の効果が見られます。

今後はその効果を持続させ、さらに一人ひとりの状況にあった介護予防・生活支援のプログラムを提供する仕組みをつくり、地域で継続して気軽に取り組める体制を拡充していくことが課題です。本計画では、介護保険制度改正もふまえ、新たな介護予防事業の仕組みを具体化します。

要支援の方への総合的な介護予防・生活支援

介護保険制度改正により、要介護認定で「要支援」の認定を受けた方の予防給付のうち、訪問介護と通所介護が、府中市の地域支援事業へ移行することが予定されています。「介護予防」は、これまで府中市が力点を置いてきた事業であり、今後は「介護予防・日常生活支援総合事業」としての仕組みをつくと同時に、個人に応じた新制度の紹介、サービス推奨、助言など、新しい介護保険を安心して利用できる仕組みを再構築することが課題となっています。

府中市の要支援者のうち介護予防サービス受給者は1,160人（H26年1月利用月）となっています。国や東京都から示される地域支援事業に移行する新たな仕組みを、近隣市の状況も把握しながら、府中市の給付の仕組み・実施体制・スケジュールを検討することが必要です。

(3) 認知症施策の推進

認知症を支えるまちづくりの一層の推進

今回実施したアンケート調査（認知症に関する意識・実態調査）で、市民の認知症に対する意識や介護者の状況を調査しました。それによれば、市民の半数以上が日ごろから認知症に関心があり、家族や友人と認知症になった人の話や家族の大変さなどを話す機会があるとしており、認知症の予防や診断、治療方法を知りたいと考える人も多くなっています。また、認知症になっても住み慣れた家で暮らしたいと考える人は半数を超え、ますます地域や専門職の協力が欠かせないものとなります。

この結果からは、府中市が進めてきた認知症を支えるまちづくりをさらに推進していくことが課題となることがわかります。本計画では、見守りネットワーク、認知症サポーターささえ隊の活動による見守り意識のさらなる醸成を図り、認知症にやさしい地域づくりを展開します。

新しい認知症施策の推進

アンケート調査では40歳以上の市民の5人に1人が、介護者として何らかの認知症介護に携わった経験があるとしています。また、介護者の多くが家族の認知症の症状を、記憶障害など初期の段階で気づき、「かかりつけ医」などに相談していることも明らかになっています。

国では「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」をスタートさせましたが、とりわけ認知症の早期発見・早期診断は、本人や家族がこれからよりよい生活を送るために重要であり、そのためにも医療や福祉など多職種連携の仕組みをつくる必要となります。

(4) 医療・介護の連携の充実

安心して在宅療養ができる医療・介護の連携システムづくり

医療従事者、ケアマネジャー、介護サービス事業所への医療と介護の相互連携については、関係機関・関係職種への連絡状況、利用者情報の共有ともにまだ十分ではない状況であり、今回実施したアンケート調査（在宅療養者の介護者調査）でも、かかりつけ医と介護サービスのスタッフ間での情報交換ができていないと感じる人が多く、今後、安心して在宅療養ができる医療・介護の連携の仕組みの構築が課題となっています。

府中市では平成25年度に「在宅療養環境整備推進協議会」を立ち上げており、さらに「在宅療養を支える100人の集い」を開催しました。本計画では、平成37年（2025年）までの方向を見据え、今後3年間で行う方策について、介護保険・医療保険各制度の考え方も整理しながら、具体化していきます。

医療・介護の連携の仕組みづくり

アンケート調査（医療従事者への調査）では、医療と介護の連携の仕組みとして、医療従事者からは包括的な医療介護の連携拠点、在宅療養支援相談窓口、医療連携相談員・支援員の設置の意見が挙げられています。ケアマネジャーやサービス事業所からは、情報の共有化、統一的なフォーマットや連携マニュアルなどの取組みも必要との指摘もあります。

府中市ではこれまで、ケアマネタイムやもの忘れシートの作成などを行ってきましたが、新たに医療・介護連携の仕組みの全体像を立案しながら、これらの方策の拡充も進めていきます。

（５）地域包括支援センター機能の一層の充実

府中市の地域包括支援センターは日常生活圏域（以下、「圏域」とする。）ごとにおよそ２つのセンターが設置され、高齢者へのきめ細かな相談支援体制の推進を図ってきました。しかしながら、ひとり暮らしや多問題を抱える世帯等ケアマネジメントが難しい事例や、生活福祉分野、保健医療分野と緊密な連携が必要な事例が増えています。

このことから、市全域と圏域、地域包括支援センターごとの「地域ケア会議」の仕組みの構築が課題です。そこで本計画では、地域ケア会議の仕組みを検討し、日常生活支援コーディネーター、認知症地域支援や医療連携ができる体制の拡充も含めた、地域包括支援センター機能の充実を進めていきます。

（６）在宅で住み続けられる介護支援策の充実

要介護高齢者の住まいの検討

今回のアンケート調査で、今後生活したい場所をたずねたところ、高齢者の多くが家族等の介護を受けながら、また、介護保険サービスを利用して自宅で介護を受けたいと考えています。その一方、施設の充実を望む意見も根強く、特別養護老人ホームの入所待機者も多数となっています。

これには、家族に迷惑をかけたくないという意識、医療・介護の連携体制の緊急対応への不安、住まいや住環境面での困難があるからと考えられます。また、ひとり暮らしや認知症高齢者に対する生活支援をどのように進めていくかも課題です。

以上のことから、在宅で住み続けるために施設以外の選択肢として、多様なニーズや個々の身体状況に対応した高齢者の住まいの確保を図る必要があります。そこで、本計画では、住宅部門と連携して高齢者の住まいのあり方を検討していきます。

住み慣れた地域で暮らせる地域密着型の介護基盤の充実

府中市では介護需要に対応し、広域型施設と地域密着型施設のバランスを勘案しながら、市全域と圏域の両面から介護基盤の整備を進めてきました。

しかし、地域密着型サービスについては、グループホームなど圏域ごとに施設数の差が生じており、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題となっています。本計画では、平成37年（2025年）のイメージを明らかにしたうえで、市全域の視点と圏域ごとの視点からサービスの見込みを行い、サービス確保に向けた計画的整備を行いながら、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることのできるよう、地域密着型の介護基盤の充実を図ります。

多様になった介護者への支援体制の構築

アンケート調査で介護者の状況（被介護者との関係）を調査したところ、前回と比べて介護者は配偶者よりも、子どもの世代、特に40・50代の現役の子世代が増えており、また独身の男性介護者等も増えています。また、被介護者に認知症の症状がある人ほど、介護負担が大きい傾向がみられました。

認知症の意識・実態調査でも、介護者の支援策として「家族が疲れた時や病気の時などに、緊急でも介護を替わってくれる人や施設」が重要であるとの意見が最も多く、これらの結果から、今後もさらに介護者支援が課題になると考えられます。本計画では、介護者が仕事と介護を両立していけるための支援など多様なサポートや、認知症カフェなどの通いの場をつくるなど、新しい施策が必要となります。

（7）将来を見据えた介護保険事業の推進

制度改正への的確な対応と市民への情報提供

府中市の介護保険サービスは高齢者人口の増加、要介護認定者の増加に伴い、給付費も上昇傾向であり、平成24年度には110億円を超えています。

こうしたなかで「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、平成26年7月に介護保険法が改正され、介護予防給付の一部の地域支援事業への移行（新しい総合事業の実施）、利用者負担の一部見直し、施設サービスの重点化等、制度全般にわたる見直しが行われます。

府中市では、これまでも堅調な制度運営を進めてきました。本計画でも制度改正に対応しつつ、市がこれまで推進してきた給付・事業の考え方を大切にしながら、地域づくりや地域密着型サービスの充実等、必要な支援策を講じながら、市民の理解と信頼を得られるよう新制度への移行につとめます。

人材育成とサービスの質の向上

事業者へのアンケートによれば、経営面の状況は大きく変わらず、多くの事業者が人材育成や人材確保を課題として考えています。しかしながら前回よりも事業継続の意向をもつ事業者が増えていることから、より具体的な人材の確保策・育成支援が求められているといえます。今後ますます増加する介護へのニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するために、長期的な視点からの地域での介護人材を確保・育成するとともに、専門的な視点からの研修・事例検討を充実、また主任ケアマネジ

ヤーをはじめとする専門職に対するキャリア段位付与の仕組みなども検討することが考えられます。

(8) 災害時要援護者に係る仕組みづくり

高齢者等に配慮した平常時からの防災体制の充実

東日本大震災後、高齢者の災害への不安はますます大きくなっています。また、アンケート調査でも、多くの高齢者、特に介護保険サービス利用者と介護保険サービス未利用者へのアンケート結果では、災害時に「自分の歩行に不安がある」、「備蓄品の不足」、「住まいの老朽化」、「避難所がわからない」などの回答が挙げられました。

一方で、平成25年に災害対策基本法が改正され、災害時要援護者名簿以外の高齢者情報についても消防など行政機関に提供できるようになったことを受け、個人情報の取り扱いへ情報の共有化をいかに円滑にできるか、その仕組みづくりが課題と考えられます。

事業継続計画（BCP）策定の促進

東日本大震災で多くの福祉施設が壊滅的な被害を受けたような想定外の災害が、今後生じる恐れがあります。そのような想定外の災害時にあっても施設利用者や地域住民を守るために、福祉施設等の円滑な事業継続や早期復旧を可能とするための事業継続計画（BCP）策定の支援を急ぐ必要があります。

アンケート調査（介護保険サービス提供事業者調査）では、前回調査と比べ、計画や方針を有する事業所は増えましたが、緊急時の地域との連携方策や、災害時要援護者支援体制との整合はまだ不十分な状況と思われます。

本計画では、市の地域防災計画をふまえ、福祉施設等の事業継続計画（BCP）の策定を支援するガイドラインの作成を促進します。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画のめざすもの（理念）

府中市福祉計画の基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人が支え合い幸せを感じるまちをめざして～」の実現に向けて、本計画では、これまでの基本理念・基本視点を継承しつつ、地域包括ケアシステムの構築をめざし、次のように理念を設定します。

住み慣れた地域で安心していきいきと
暮らせるまちづくり

2 計画の基本目標

本計画では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の基本目標を継承し、第6次府中市総合計画に示された基本施策の「高齢者サービスの充実」を基本目標に掲げ、計画を推進します。

（1）高齢者の生きがいづくり・就労支援の推進

元気な高齢者が、それぞれ培った知識や経験、技術を活かしながら、住み慣れた地域で、サービスやボランティア活動の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進します。また、これらの元気な高齢者を中心として、地域における支え合いの体制の構築を推進します。また、働く意欲のある高齢者に、就労相談や就業機会を提供し、高齢者が豊富な知識と経験を活かして、積極的に地域で活躍できる仕組みづくりを推進します。

【取り組む方向】

高齢者の社会参加の促進
充実した暮らしへの支援
地域住民主体の地域づくりへの支援
高齢者の就労支援

(2) 健康づくり・介護予防の推進

介護保険の制度改正により、予防給付の一部が地域支援事業に移行するのに伴い、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の構築を行います。

事業の再構築とあわせ、介護予防推進センターの機能強化を行い、新たな事業の立案や従来から実施している地域における介護予防プログラム、自主グループの育成支援などを充実させます。

また、府中市保健計画「健康ふちゅう21」とも連携を図りながら、壮年期から高齢期まで継続して取り組む健康づくり事業や介護予防事業を推進します。

【取り組む方向】

新しい総合事業の構築
介護予防の充実
健康づくりの推進

(3) 地域での生活を支える仕組みづくり

介護や支援が必要な状態になっても、また認知症になっても、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護・医療・生活支援が連携したサービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供される支援策を展開します。

また、地域住民が主体的に多様なネットワークをつくる支援を進め、市やNPO、民間等とも協働した身近な支え合いの仕組みと体制を一層充実します。

【取り組む方向】

医療と介護の連携
認知症支援の推進
地域支援体制の推進
生活支援・見守り支援
高齢者の多様な住まい方への支援
介護基盤の整備
介護者への支援
災害や防犯に対する支援体制の充実

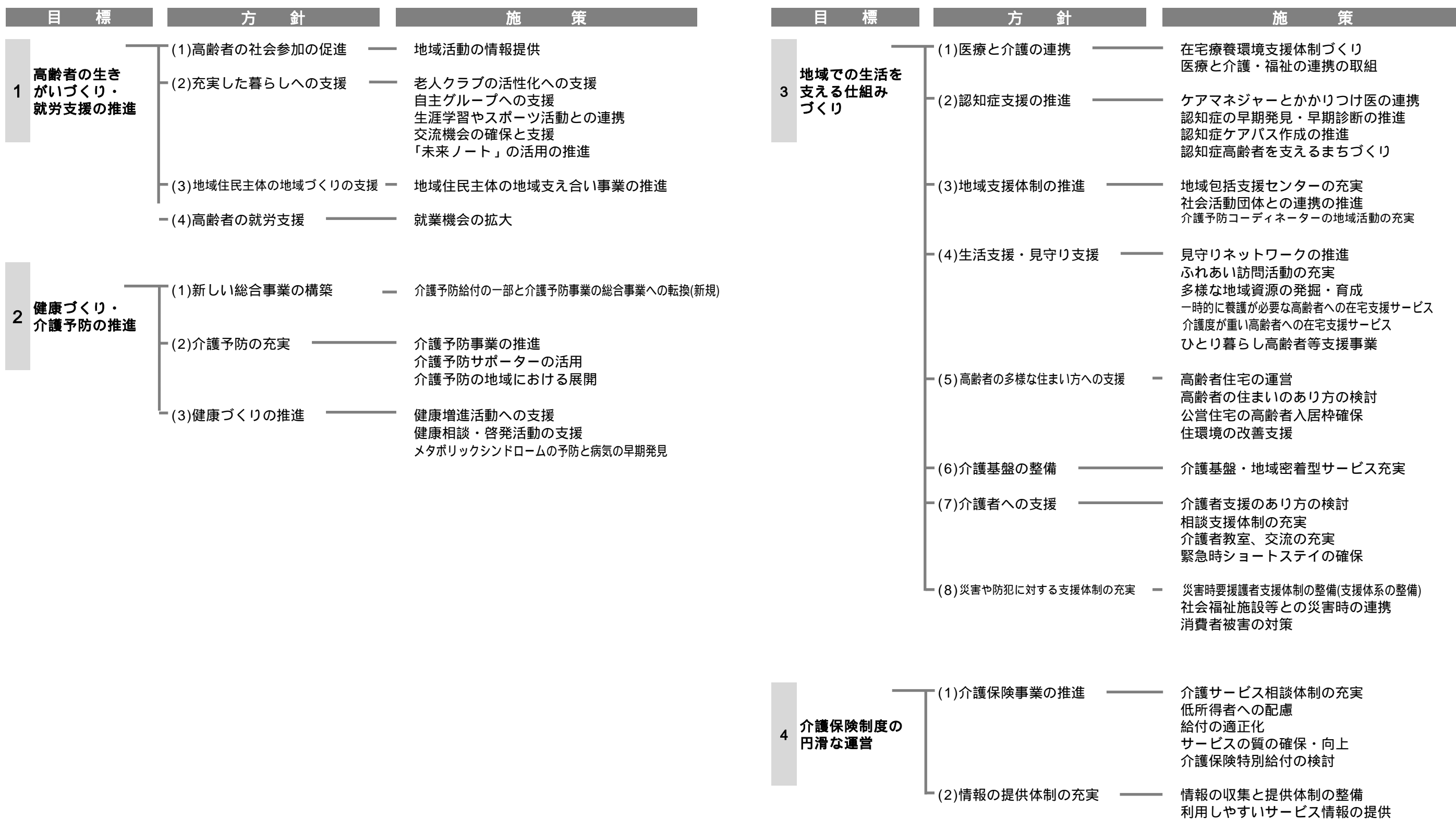
(4) 介護保険制度の円滑な運営

介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が尊厳を持って住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実を図るため、引き続き介護保険制度の円滑な運営に取り組みます。

【取り組む方向】

介護保険事業の推進
情報の提供体制の充実

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の体系



第4章 重点的取組

第4章 重点的取組

府中市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画はこれまで、市民参加の協議会において協議を重ね、在宅福祉サービスや介護予防事業、認知症対策など、府中市が緊急的、優先的に取り組む重点的な事項を定め、施策事業を推進してきました。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）では、高齢者が自分らしい暮らしを続けることができるための、保健福祉施策と介護保険事業サービスを円滑に実施し、高齢者を社会全体で支える方策を実現するために必要な住まい・医療・介護・予防・生活支援を提供される取組を開始しました。

府中市においても、全国同様に高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している状況です。今後は、高齢者が住みなれた地域で安して暮らせ、地域が高齢者を見守り、支えるシステムの一環である地域包括ケアシステムを構築することが重要視され、その基盤として必要な高齢者の住まいを確保し、安心できる住まい方を見すえて、介護・医療・予防・生活支援が柔軟に組み合わせられていくことが必要となっています。

そのためには、住民主体の地域づくりと福祉・医療等の専門職及び民生委員、老人クラブ、ボランティア団体等による地域支援が両輪となり、事業が展開されるコミュニティケアの体制が必要であると考えます。

本高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）では団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）の地域包括ケアシステムの実現をめざし、地域包括ケアの基本となりますコミュニティケアの体制の仕組みづくりを推進するために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）で、重点的に取組んできた地域包括ケアシステム構築に向けた取組み（5つの重点的取組：高齢者の住まい方の支援、医療との連携、認知症支援策の充実、生活支援サービスの充実、地域包括支援センターの機能の充実）を承継しつつ、地域全体の交流促進を拡充し、6つの重点的取組にまとめなおして、定めるものです。

1 高齢者の多様な住まい方への支援

地域包括ケアシステム構築には、生活の基盤として必要な住まいが整備され、かつ、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが前提となります。

地域包括ケアシステムは、それらを確保した上で、心身の状態や「住まいと住まい方」の変化に応じて、介護・医療・予防・生活支援を柔軟に組み合わせて提供される姿が想定されています。

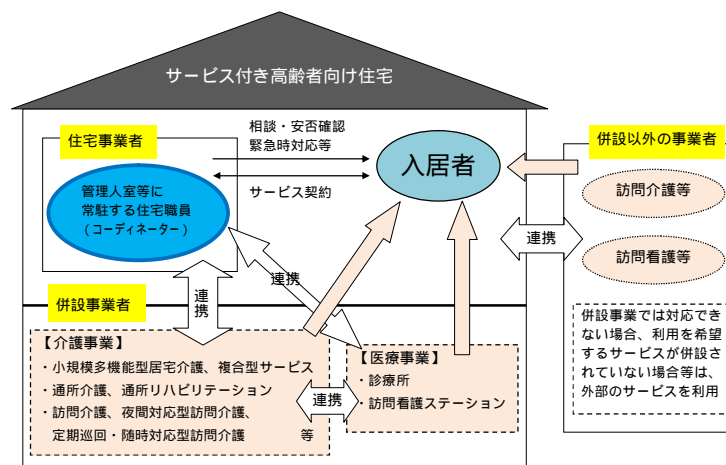
高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、多様な住まいのあり方について検討していきます。

高齢者の住まいのあり方の検討

地域包括ケアシステムの最も基本的な基盤であり、これから府中市でもひとり暮らし高齢者等の急増が予想されていることから、介護・医療と連携し、バリアフリー構造を備えたサービス付き高齢者向け住宅や、低所得の高齢者を対象とした住まいなど、多様なニーズや個々の身体状況に対応した高齢者の住まいが確保できる環境づくりを進める必要があります。

そこで、住まいづくりの上位計画である「住宅マスタープラン」に沿って、市民・事業者・行政の協働の下で、安心して住み続けることができるよう、高齢者の住まいのあり方について検討していきます。

図表 東京都医療連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業



日常生活圏域ごとに計画された認知症高齢者グループホーム等の整備促進

介護が必要になったり認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症高齢者グループホームをはじめとした地域密着型サービスの基盤整備が課題となっています。

府中市内のグループホームは平成26年6月現在市内に10事業所（19ユニット

168人)が整備されていますが、まだ整備がされていない圏域や整備率が低い地域もあることから、整備促進をさらに図っていきます。

また、他の地域密着型サービスについても、市民ニーズや社会情勢等を踏まえ、計画的に基盤の整備促進を図っていきます。

在宅高齢者の住環境改善支援

介護保険住宅改修を実施し、在宅高齢者の住環境改善を支援します。また、住宅改修が認められる65歳以上の方に対して自立支援住宅改修助成を実施します。

2 新しい総合事業の構築

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者が自立して暮らすための介護予防の充実や、住み慣れた地域での生活を支える生活支援サービスの充実が不可欠となります。

今回実施した府中市のアンケート調査でも、介護予防見守りや配食、家事援助や買い物などの生活支援に対する多様なニーズが挙げられていました。

こうしたなかで、今回の介護保険制度改正では介護予防給付の一部（訪問介護・通所介護）が地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」となります。

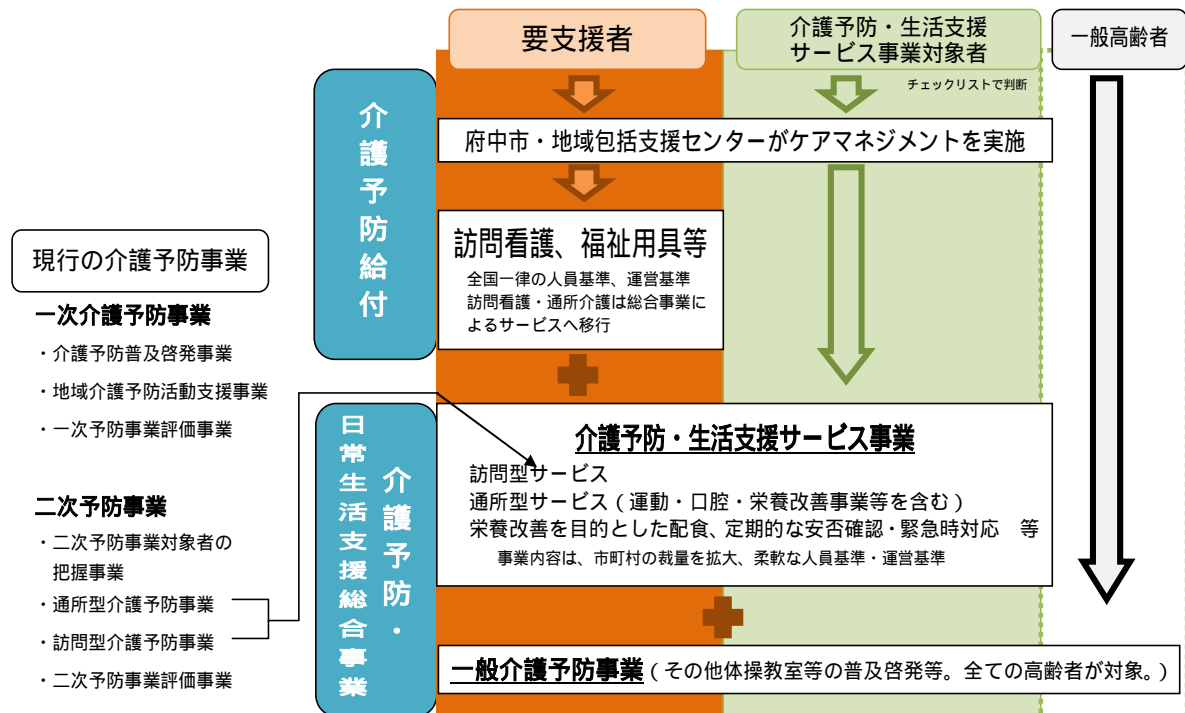
府中市には介護予防の拠点である、介護予防推進センターもあることから、その活用も含めた新しい総合事業の体制を構築します。また、地域の居場所づくり、元気な高齢者の活動支援もあわせて展開します。

「新しい総合事業」の全体像の構築

新しい総合事業は、要支援者や基本チェックリスト該当者を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と第1号被保険者すべてを対象とする「一般介護予防事業」とで構成されます。それぞれの事業の新たなサービスメニューのもとでサービスごとの利用者像を明らかにし、その報酬単価、プログラムを作成し、適切なケアマネジメントによる介護予防・日常生活支援総合事業を実施していくものです。

この事業は平成29年4月までにはサービスをスタートすることとなっていることから、平成27・28年度に事業化スキームの作成、介護予防推進センターとの連携方法、事業者候補者へのヒアリング、事業実施準備等を進めます。

図表 介護予防給付 及び 介護予防・日常生活支援総合事業



介護予防・生活支援サービスのメニューの構築

国が示している「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」によれば、サービスは、訪問型・通所型サービスに現行の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスとそれ以外の多様なサービスから構成され、生活支援サービスとして、配食と見守りが想定されています。

多様化された訪問型・通所型サービスとしては、主に雇用労働者による緩和された基準のサービス、有償・無償のボランティア等による住民主体のサービス、保健・医療の専門職によるサービス等があり、加えて訪問型にはそれらのサービスと一体的に提供される移動支援等のメニューもあります。

また、生活支援サービスは配食や見守りに加え、訪問型や通所型サービスと一体的に行われることにより自立した日常生活の支援に資するサービスが想定されています。

これらのサービスのケアマネジメントは地域包括支援センターがアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう作成することになります。

府中市でも地域のニーズを勘案しながら、新たな事業メニューを検討します。

一般介護予防事業

一般介護予防事業については、高齢者全員が対象に想定されています。介護予防推進センターとも連携しながら、何らかの支援を要する者の把握、普及啓発、事業の評

価、地域においても、通いの場など住民主体の活動の支援、理学療法士などのリハビリテーション専門職を活かした支援などを実施していきます。

「ふれあいサロン」、「ほっとサロン」等、住民主体の通いの場の充実

新たな介護保険制度では、「通所型サービス」として、現行の通所介護相当サービスに加え、住民主体による通いの場等の多様化されたサービスを提供できるようになりました。地域の高齢者が集い交流できる場としてサロンは有効な機会であり、府中市内でも、ふれあいサロン、ほっとサロン、コミュニティカフェ等が活動しています。

そこで、これらの通いの場を多様化の方向の一つとして検討し、高齢者の介護予防の充実と、高齢者と家族が安心して過ごせる居場所づくりや地域づくりを進めます。

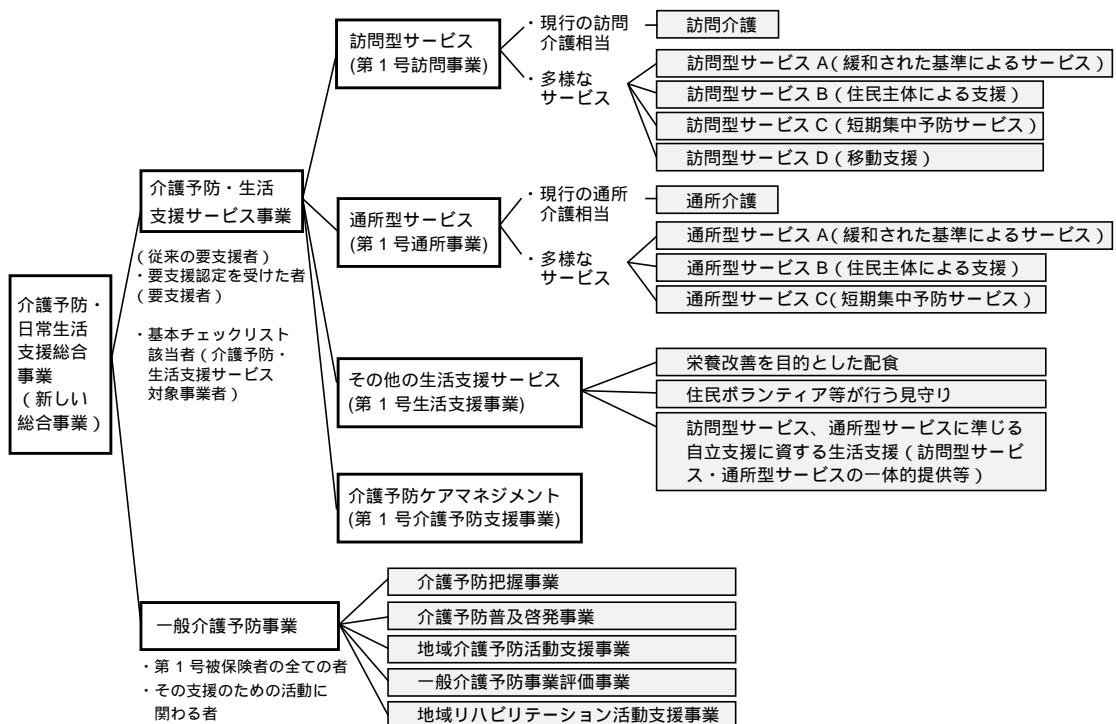
生活支援ニーズとサービスをマッチングさせる体制づくり

自立した日常生活の支援に向けて、訪問・通所型サービスとも一体的に行う生活支援サービスについて、府中市内のニーズを勘案し、地域資源の状況も踏まえて検討し実施します。

体制づくりにあたっては、府中市が主体となり地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センター等)の多様な参画を得て、生活支援の体制整備を推進します。

実施にあたっては、府中市が配置する生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括支援センター等とも連携しながら、生活支援ニーズとサービスのマッチング、関係者のネットワーク化、生活支援の担い手養成やサービスの開発などを行っていきます。

図表 介護予防・日常生活支援総合事業で想定されているサービス



3 地域住民主体の地域づくりの支援

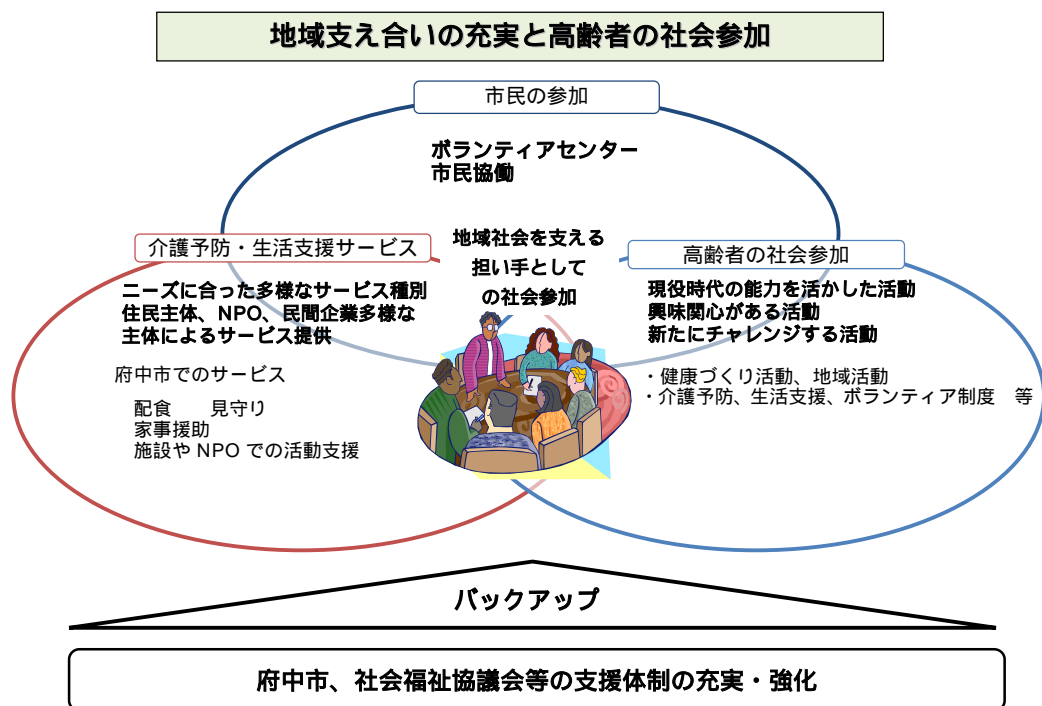
高齢者が培った知識や経験、技術を活かしながら、地域の一員としてサービスやボランティア活動の担い手として活躍するとともに、高齢者が中心となり、地域における支え合いの体制を構築していきます。

地域支え合いの推進

高齢者が要介護状態やひとり暮らしになっても、在宅でいきいきと暮らせるよう、高齢者と地域の人による地域における支え合いの体制を築き、地域づくりへとつなげていきます。

そのために、住民主体の支え合い活動を行いたい人や団体に向けて、活動の立ち上げ支援、組織づくり・拠点づくり支援、人材育成等を行い、そのための情報提供を行います。

図表 地域支え合いの充実と高齢者の社会参加



介護支援ボランティアの推進

住民主体の事業を育成していくため、地域の団体と連携したボランティア活動を推進します。

また、地域のサロン、会食会、外出補助、介護施設等での活動等のボランティアを行った場合、ポイントの付与や表彰を行う「介護支援ボランティア制度」を導入して

いくことも考えられます。

また、小中学生などを対象にした認知症サポーター養成講座を更に展開し、若い世代からのボランティア意識も高めていきます。

高齢者が担い手となる生活支援サービスのしくみづくり

高齢者が担い手となる、コミュニティ支援や生活支援の仕組みづくりを行うために、NPOや活動グループを立ち上げる支援を行います。また、高齢者の就労支援を行う府中市シルバー人材センターの運営を支援することにより、就労を希望する高齢者の就労を図ります。

4 認知症支援の推進

府中市では平成18年度制度改正を機に、「介護予防」とともにもの忘れには、注力してきましたが、第5期計画期間には、認知症サポーターささえ隊の養成を推進し、「もの忘れ相談医」を展開しています。

市ではこれまでも重点取組項目として取り上げていましたが、国の「認知症施策推進5か年計画（以下「オレンジプラン」という。）」等を参考に認知症施策全体を再構築していきます。

認知症ケアパスの作成・普及

認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」であり、認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等をあらかじめ、認知症の人とその家族に提示する仕組みです。（「認知症ケアパス作成の手引き」）

認知症ケアパスの策定は、これまで市が培ってきた「認知症の人を支える取り組み」を整理し、認知症の人と家族、地域住民に対してそれらを体系的に紹介することにより、認知症の人を地域で支える仕組みの強化につながります。

市においても第6期計画に位置付け、その作成・普及を行います。

認知症の早期発見・早期診断体制づくり

認知症の早期発見・早期診断はその後の認知症の人と家族の生活の質を高めることにつながります。このため、オレンジプランでは、その仕組みづくりとして、早期診断につなげる取組を進めることとしています。

府中市においてもこれまでの施策体系をベースに認知症疾患医療センターやもの忘れ相談医等との連携体制により早期発見・早期診断の体制をつくります。

具体的には、認知症コーディネーターと認知症アウトリーチチームの配置を検討します。

認知症コーディネーターは、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ運営支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う専門職で、認知症施策の連携担当としての役割が期待されています。

認知症アウトリーチチームは、医師、看護師、精神保健福祉士等で構成し、認知症の疑いのある受診困難者を訪問して鑑別診断につなげる等、認知症コーディネーターの活動を支援する仕組みです。

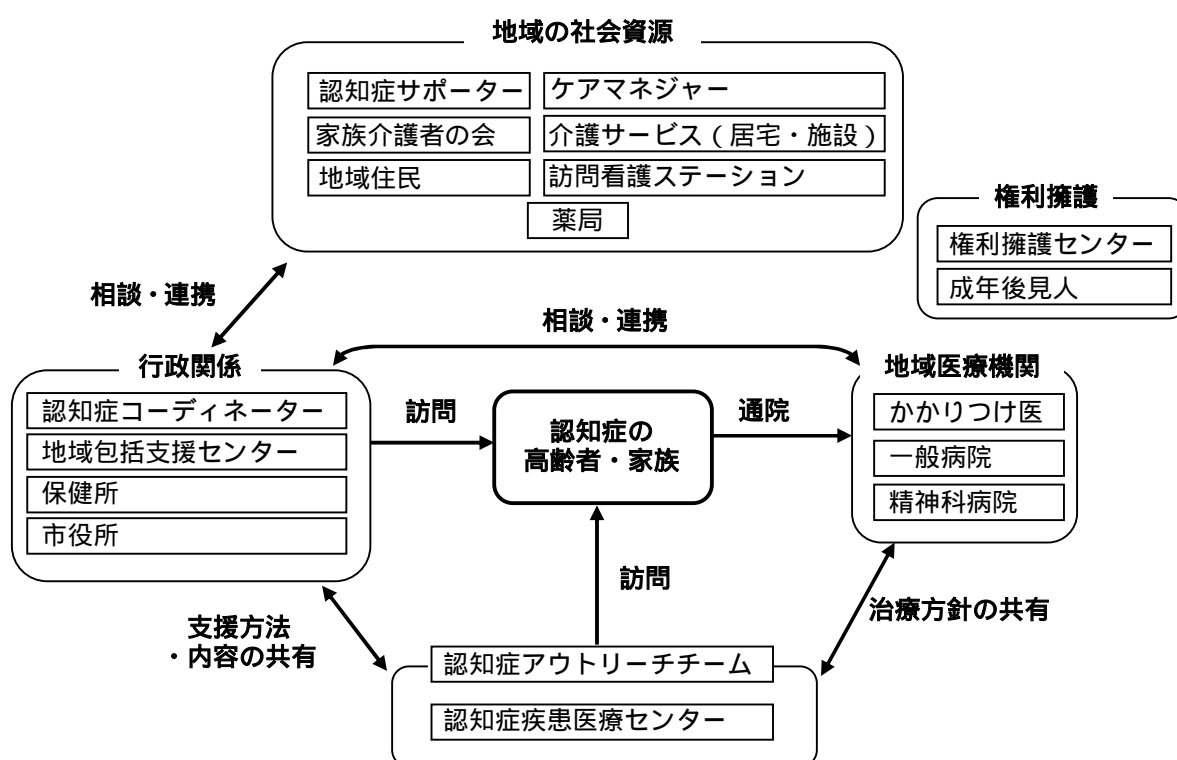
府中市においてもそのあり方や役割を検討し、配置を検討します。

地域での認知症の方と家族支援の強化（認知症カフェ等）

府中市ではこれまで認知症の人と家族の支援を、相談支援体制や介護者教室、緊急時のショートステイの確保等により進めてきました。

オレンジプランでは、認知症の人やその家族の支援策としてしてだれもが参加でき集うことができる「認知症カフェ」が提案されていることから、府中市においてもその実現に向けた検討をします。なお、認知症カフェについては多様な形態があることから、府中市で可能な内容を検討しながら市民や民間団体とも連携して具体化します。

図表 認知症支援体制ネットワーク図



5 医療と介護の連携

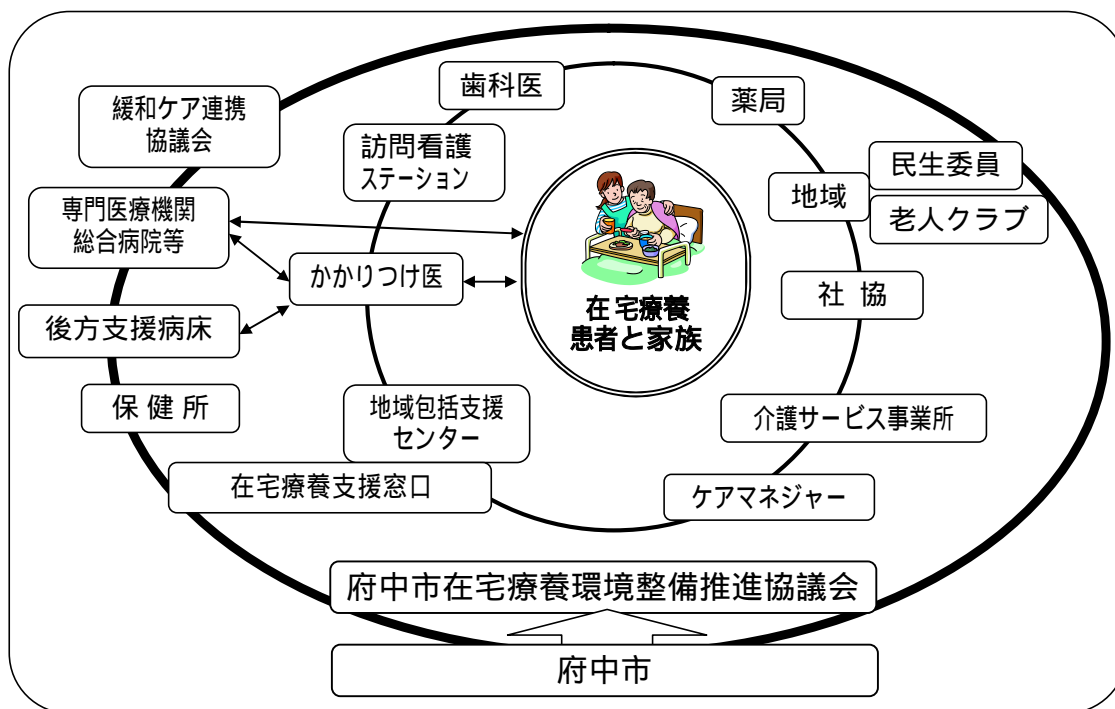
医療と介護の連携については、医療と介護の関係者が一体となって市民の生活を支え、医療、介護、リハビリテーション、生活支援に取り組むことが重要であり、そのことが地域包括ケアシステムの構築につながるものと考えます。

在宅療養に関しては、第5期計画の期間中に「府中市摂食・嚥下機能支援検討協議会」を開催し、また、「在宅療養環境整備推進協議会」を設置して検討を開始しました。今後も在宅療養や退院時等の連携の取組を充実し、市民に意識啓発するとともに、医療・介護連携のしくみをつくる必要があります。

在宅療養支援相談窓口の設置

在宅療養環境整備推進協議会のもとで、地域包括支援センターとも連携した在宅療養支援窓口の設置を検討し、協力病院による後方支援病床の整備、訪問看護の充実、関係者の連携等を図りながら、在宅療養する市民と家族が在宅療養生活をより安心して送ることができるようにします。

図 府中市の在宅療養支援体制



顔の見える関係会議（研修会・事例検討会）の実施

介護従事者と医療従事者の顔の見える関係づくりに向けて、市民に身近なケアマネジャーやかかりつけ医等による合同の研修会や事例検討会を実施し連携強化を図ります。

在宅療養への市民意識啓発事業の実施

在宅療養の推進に向けては、在宅療養を行う環境を整備するとともに市民の意識づくりが必要となります。在宅で療養するということが、またそれを支える医師や訪問看護師などの専門職の役割についても広く市民に紹介するとともに、在宅療養に関する市民と専門職との幅広い意見交換の場をつくり、啓発を進めていきます。

6 地域支援体制の推進

地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域包括支援センターを中心とした地域支援体制を充実させ、地域包括ケアシステムの基盤づくりとネットワークの拡充を進めます。

地域包括支援センターの充実

地域包括ケアシステムの要となる地域包括支援センターについて、従来からある地域包括支援センター業務に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症支援の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実、新たな総合事業の実施を図るなかで、それぞれのセンターの役割に応じた体制の確保や職員研修の充実を図ります。

今後はそれらの機能の充実と合わせ、機能強化型地域包括支援センター等の方向についても検討をしていきます。

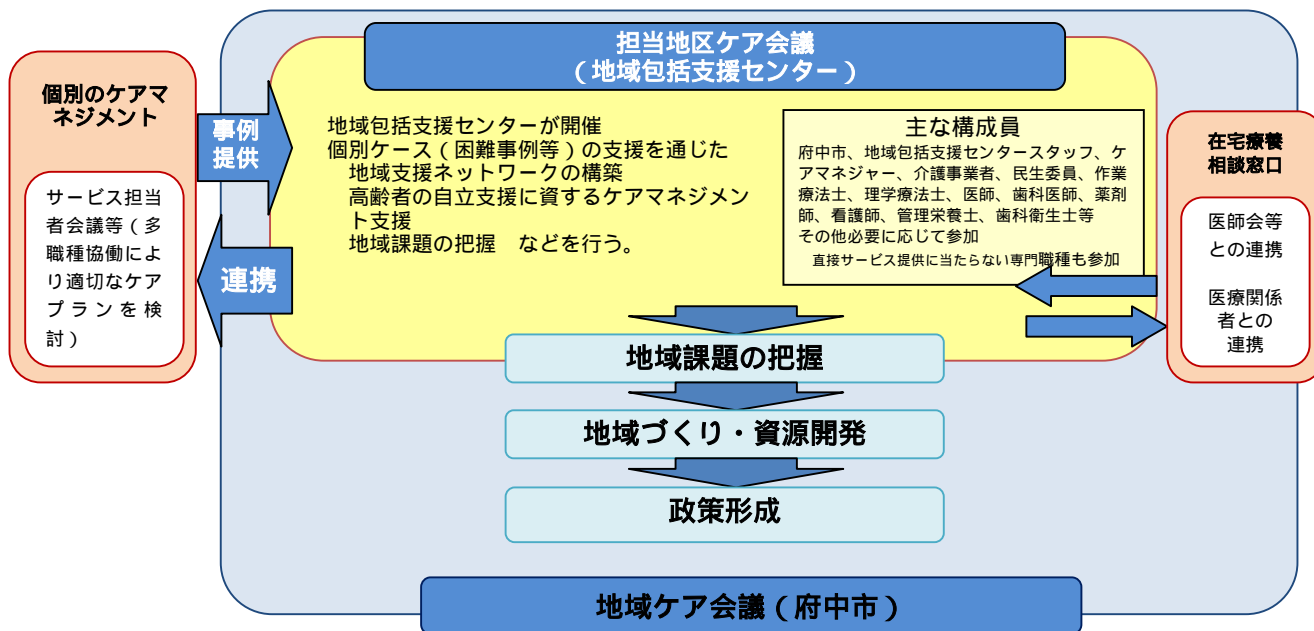
多職種協働のケアマネジメント支援の場としての地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える関係機関や社会資源の整備を同時に進めていく手法として、介護保険事業計画（第6期）で介護保険制度の中に位置づけられることとなっています。

府中市でも既に地域包括支援センターごとに実施されている「地域ケア会議（担当地区ケア会議）」をベースとして、第6期中に市全体の「地域ケア会議」に展開させ、府中市の地域課題を解決するための社会基盤の整備を行います。

また、地域ケア会議の構成員として、医療職と各地域包括支援センターの職員や、保健・医療関連の地域を支える様々な社会資源との連携が進むような取組を支援します。

図表 地域ケア会議の構成



図表 地域ケア会議構築の流れ

< 地域ケア会議構築の流れ >

	個別レベル	地域包括支援センターレベル	府中市	その他の取組み
現在	担当地区ケア会議	高齢者地域支援連絡会	各種連絡会議	
第6期の方向性	担当地区ケア会議 目的: ・個別課題の解決	センターの地域ケア会議 目的: ・個別課題の解決 ・ケアマネジメントの実践力の向上 ・地域団体との情報共有 ・地域課題の把握	地域ケア会議 目的: ・地域課題の検討 ・地域包括ケア体制の整備	・地域包括支援センターと地区社協等との連携

第5章 計画の目標に向けた取組

第5章 計画の目標に向けた取組

目標1 高齢者の生きがいづくり・就労支援の推進

高齢者が、元気で活動的な生活を続けることができるよう、また、生きがいを持ち充実した高齢期を過ごすことができるよう、地域の施設や資源を活用して、身近な地域での活動の場の確保や多様な活動を支援し、地域活動や就業、生涯学習・スポーツ活動など多様な場へ的高齢者の社会参加を促進します。

(1) 高齢者の社会参加の促進

団塊の世代や高齢者に対応した市民活動を支援するため、地域活動の情報提供の充実を図るとともに、市内に点在している資源等を活用した社会参加の機会と場の提供に努めます。

地域活動の情報提供

事業名	内 容
地域貢献活動・地域参加の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 定年退職した団塊の世代や高齢者が知識や経験を生かして、地域で活躍できるよう、地域デビュー講座やNPO等地域活動体験セミナーを開催し、地域活動やボランティア・NPO活動等に参加する機会の創出や活動の場を提供します。・ 団塊の世代や高齢者の地域活動への参加を促進するため、地域団体等に関する情報を提供します。

(2) 充実した暮らしへの支援

高齢者の知識や経験、意欲を生かした社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、多様な価値観やライフスタイルに合わせた生きがいづくりを支援します。

また、高齢者自身が自分らしい生き方を維持するために、自分らしい人生を考えたり、自分の意思を伝える方法について支援します。

老人クラブの活性化への支援

事業名	内 容
老人クラブへの支援	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者が身近な地域で生きがい活動を行う場として、さらに、友愛訪問など支え合い活動の老人クラブの活動をさらに活性化するよう支援します。

自主グループへの支援

事業名	内 容
自主グループへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者と関わる自主グループの活動を支援し、高齢者が集い、ふれあうことのできる場所づくりや社会参加を促進します。

生涯学習やスポーツ活動との連携

事業名	内 容
生涯学習やスポーツ活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充実した生活を送るための生涯学習講座や高齢者向けスポーツ教室の開催を通して、高齢者の社会参加や健康づくりを促進します。 ・ 継続的に健康の保持・増進が図れるよう、生涯学習センターのプールの活用を促進します。

交流機会の確保と支援

事業名	内 容
交流機会の確保と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の余暇活動や交流を促進するため、保養施設利用助成を実施します。また、対象となる高齢者の増加への対応や他事業との統合等も検討しながら、効果的な事業展開を図ります。 ・ コミュニティバスの運行による、高齢者の外出機会の確保を支援します。 ・ 高齢者の健康の保持・増進を図るため、地域事業者の協力を得て多世代のふれあい入浴、高齢者の集いの場としてのことぶき入浴事業を提供します。

「未来ノート」の活用の推進

事業名	内 容
「未来ノート」の活用の推進 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの人生を振り返ることで、今後の生き方を考えるきっかけとして、また認知症や突然の病気などで介護が必要になったときのために、介護や医療、財産などについて自分の意思を伝える手段として「未来ノート」の活用を推進します。

(3) 地域住民主体の地域づくりの支援

コミュニティの状況、地域の特性、高齢化率、社会資源が異なるなかで、これまで以上に住民主体の「地域づくり」が必要になっています。高齢者と地域の人々が主体となり地域支え合いや一人暮らし高齢者の支援、高齢者の居場所づくり等に取り組むことへの支援の充実を図ります。

地域住民主体の地域支え合い事業の推進

事業名	内 容
地域支え合いのための 情報提供・人材育成及 び居場所づくりの支援 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の支え合い活動を行いたい人や団体に向けて、活動の立ち上げ支援、組織づくり・拠点づくり支援、人材育成等を行います。 ・ 高齢者、地域住民、専門職がだれでも参加できるコミュニティカフェやサロン等の開設及び運営を支援します。 ・ またそのための事例などを共有するための情報提供を行います。
生活支援事業の推進 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の日常生活の負担を少しでも軽くし、自宅で安心して暮らせるよう高齢者と地域の方の参加による地域の支え合い活動のしくみを推進します。

(4) 高齢者の就労支援

生涯現役を目指す高齢者の高まる就労志向に対応するため、高齢者の豊富な知識と経験を生かして地域で働くことを支援します。

就業機会の拡大

事業名	内 容
関係機関との連携による 就業機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団塊の世代の高齢期への移行や改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、高齢者が豊富な知識と経験を生かして積極的に地域で活躍できるように職域の開拓や、それに伴う短時間勤務や在宅勤務、就業形態の工夫など、シルバー人材センターが行う取組を支援します。 ・ いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援します。

目標 2 健康づくり・介護予防の推進

高齡者が生活習慣病や要支援・要介護の状態にならずに、元気で活動的な生活を続けることができるよう、これまで培われてきた地域の資源を生かしつつ、自ら行う健康づくり・介護予防を支援する取組を進めるとともに、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として、すべての高齡者を対象に実施します。

また、高齡者が自ら健康づくりや介護予防に継続的に取組むことができるよう、地域での自主的な活動を支援します。

(1) 新しい総合事業の構築

介護保険制度改正により、要介護認定で「要支援」の認定を受けた方の予防給付のうち、訪問介護と通所介護が、府中市の地域支援事業へ移行することが予定されています。今後、府中市の給付の仕組み・実施体制・スケジュールを検討し、市民が新しい介護保険を安心して利用できる仕組みを再構築して行きます。

介護予防給付の一部と介護予防事業の総合事業への転換（新規）

事業名	内 容
介護予防・日常生活支援総合事業の体制づくり 新規	・ 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に際し、通所型・訪問型事業の内容と利用者像、提供主体の確保方策について、介護予防推進センターとも連携しながら体制づくりを行います。

(2) 介護予防の充実

介護予防の目的には、老年症候群対策としての転倒予防やうつ予防等といった心身の健康面に加え、外出や地域との交流といった社会参加活動の促進という面も含んでいます。また、非常に幅広い分野に及ぶため、高齢者にとって具体的に何をすれば良いのかがわかりにくいのが現状です。市民が早い時期から意識して介護予防に取り組めるよう、介護予防の普及、啓発をさらに充実していきます。

介護予防事業の推進

事業名	内 容
介護予防事業のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットやビデオ等により、介護予防の必要性や大切さのPRを行います。 ・介護予防コーディネーターの活動を通して介護予防に対する意識の高揚に努めるとともに、「元気一番！！ふちゅう体操」を普及し、介護予防に取り組むきっかけづくりとします。 ・健康寿命をのばすため、「ロコモ」防止の概念を取り入れていきます。
介護予防推進センター（いきいきプラザ）における介護予防事業や介護予防センターの機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防健診の結果により各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 ・介護予防に関する相談を実施します。 ・介護予防に関する人材（介護予防サポーター）を育成し、人材や地域資源等の情報を集約し地域の介護予防活動を支援します。 ・地域包括支援センター、介護予防コーディネーター等と連携し、介護予防事業を実施します。 ・介護予防推進センターで行われている世代間交流事業を拡充し、地域づくりを支援します。 ・介護予防推進センターが進めてきた一次予防事業と、新たな介護予防・日常生活支援総合事業を構成するケアマネジメント事業、予防サービス事業、生活支援サービスの関係を見直し、新たな体系をつくりまします。 ・新体系の立案にあたっては、6圏域ごとに11地域包括支援センターとの連携も含めた体制づくりを進めます。
介護予防コーディネーター活動	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域包括支援センターで介護予防のPRや介護予防講座、相談を実施します。 ・社会資源の発掘や自主グループ活動の支援など介護予防の取り組みを支える地域のキーパーソンとして活動します。

事業名	内 容
地域デイサービス事業 (ほっとサロン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、事業の位置づけや対象者等について検討するとともに、効果的に「ほっとサロン」を開催し、生活のリズムを正しく習慣づけることで、地域の中で安心して自立生活が継続できるよう介護予防・生きがいづくりを支援します。
介護予防推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防基本チェックリストの結果で介護予防が必要と認められた高齢者に対し、身近な地域で高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 ・ 必要な高齢者には介護予防マネジメントを実施し評価を行います。

介護予防サポーターの活用

事業名	内 容
介護予防サポーターの 人材育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防推進センターが、介護予防の人材育成研修を終了した高齢者などに、介護予防サポーターとして認定し、介護予防サポーターが活動できる場を提供します。 ・ 介護予防推進センターが中心となり、介護予防コーディネーターと連携しながら介護予防サポーターの活動の支援をします。 ・ 地域で自主グループ支援など介護予防の活動を行う人材を育成する研修をします。 ・ 研修を終了した人が、活動できるように活動の場の提供や相談窓口を設置します。

介護予防の地域における展開

事業名	内 容
地域での自主グループ へ支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で介護予防に取り組む自主グループ同士が交流できる場や活動発表の機会を確保し、自主グループの活動の継続や新たな自主グループの立ち上げを支援します。

(3) 健康づくりの推進

充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延伸することが大切です。そのためには、日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた市民一人ひとりの健康づくりの意識と実践が不可欠です。

また、こうした個人が主体的に行う健康増進の取組を、家庭、地域、職場、行政を含めた社会全体で支援していくことも重要です。

すべての高齢者が、心身や生活の状況に応じて健康づくりに自ら取り組む環境を整備するとともに、地域における自主的な活動や取組の継続を支援します。

健康増進活動への支援

事業名	内 容
スポーツ健康増進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯にわたってスポーツに親しめるよう、高齢者向け教室や事業を開催し、高齢者の健康づくりを支援します。 ・ 高齢者がスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送れるよう、グループ・団体などにスポーツ指導員を派遣します。
自主的な健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で、様々な分野において自主的に健康づくりを実践している団体や個人を、「元気いっぱいサポーター」として登録し、その活動の輪を広げます。

健康相談・啓発活動の支援

事業名	内 容
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病の予防等のために保健・福祉・医療が連携し、必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する個別相談を実施します。
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等による講話や、実践を含めた各種指導を行い、生活習慣病の予防やその他健康に関する正しい知識の普及・啓発を行います。
健康応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人ひとりの健康に対する意識を高揚し、自主的に健康づくりを実践できるよう支援し、市民自らが健康応援団となって関係機関と協働して事業に取り組むことで、健康づくり活動の輪を地域に広げます。
栄養改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生涯を通じた健康の保持・増進と食生活の改善を図るため、栄養講座の開催と栄養改善推進員を育成します。
歯科医連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ねたきり等で歯の治療を受けたくても歯科医院に行くことができない高齢者などのために、歯科医師会と連携して訪問治療を行う「かかりつけ歯科医」を紹介します。

メタボリックシンドロームの予防と病気の早期発見

事業名	内 容
特定健診・特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40～74歳の府中市国民健康保険被保険者に対し、高血圧や糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を抽出するための健診を実施します。 ・ 健診の結果、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判定された高齢者に対し、面談や電話等によって保健指導を行います。
後期高齢者健診	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上（65歳以上で一定の障害のある人を含む）の高齢者の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康診査を実施します。

目標 3 地域での生活を支える仕組みづくり

地域のつながりが希薄になる中で、人と人との絆を大切にされた地域の支え合いの輪を広げ、市民主体の地域で支え合う仕組みづくりを市民との協働により推進し、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して高齢期を過ごすことのできる地域づくりを進めます。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等の安否を確認し、緊急時に迅速に対応できるよう、見守り体制の充実に取り組むとともに、災害時における「災害時要援護者」に対する支援体制の確立に努めます。

(1) 医療と介護の連携

経管栄養や酸素療法など医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、要介護高齢者や家族等を支援するとともに、医療と介護の連携を強化します。医療従事者、ケアマネジャー、介護サービス事業所への医療と介護の相互連携については、まだ十分ではない状況であり、安心して在宅療養ができる医療・介護の連携の仕組みの構築に取り組みます。

在宅療養環境支援体制づくり

事業名	内 容
在宅医療の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 病院から在宅療養へ円滑に移行ができるよう、在宅療養支援診療所や訪問医、訪問看護師など、介護や福祉の情報を提供し、在宅療養を促進します。・ 在宅生活を継続する必要な情報を知ることができるよう市民への周知を進める。・ 在宅療養について、看とりまでの時間の過ごし方や考え方について、市民向けの講座等を通して、意見交換の場をつくる。
かかりつけ医等の普及	<ul style="list-style-type: none">・ 本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解したうえで、治療や健康に関する指導を行えるよう、関係団体と連携しながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を促進します。
在宅療養支援窓口等の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 市内の介護・医療関係者や病院、市民からの在宅療養に関する相談に対して適切な対応ができるよう在宅療養に関する地域資源を把握し、相談窓口の整備を行います。
後方支援病床の整備 新規	<ul style="list-style-type: none">・ 在宅医等が入院して加療が必要と判断した場合、在宅療養者を短期間受け入れる協力病院を整備します。

事業名	内 容
高齢者医療ショートステイの充実	・ 医療的ケアを必要とする高齢者で、介護老人福祉施設や介護老人保健施設でのショートステイが利用できない場合に、市内の医療機関に短期入院し、在宅療養高齢者及びその家族に対するセーフティネットを確保します。

医療と介護・福祉の連携の取組

事業名	内 容
保健・医療・福祉関係機関のネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた地域において、医療と介護の必要な在宅高齢者を支えるため、ケアマネジャー等介護従事者と、かかりつけ医を中心とした在宅医療を担う医療関係者間の「顔の見える関係づくり」を推進します。 ・ 地域包括支援センターが中心となって、地域の医療機関等と協力しながら、高齢者の地域での生活を支え、生活の質を高めるための連携や協働に向けて、保健・医療・福祉関係者への働きかけを行い、ネットワークの構築を検討します。
在宅療養に関わる専門職のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアが必要な高齢者に対し、総合的・一体的なサービスを提供できるよう、地域で在宅療養を支援するケアマネジャーなどへの医療知識習得の機会を提供します。 ・ 在宅療養や在宅での終末期ケア・緩和ケアなどについて、地域で在宅療養を支援する医師や看護師、薬剤師、ケアマネジャーなどの専門職の理解を深める取組を進めます。

(2) 認知症支援の推進

認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、予防から早期発見、早期対応、ケア、家族支援まで一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実を図ります。

府中市が進めてきた認知症を支えるまちづくりをさらに推進し、医療や福祉など多職種の連携の仕組みづくり、市民の見守り意識のさらなる醸成を図り、認知症にやさしい地域づくりを推進します。

ケアマネジャーとかかりつけ医の連携

事業名	内 容
ケアマネジャーとかかりつけ医の連携	・ ケアマネジャーとかかりつけ医との連携として、もの忘れ相談シート、ケアマネタイムなど、既存の仕組みが活用されるよう、情報提供等を行います。

事業名	内 容
顔の見える関係会議の開催	・ 認知症介護にかかわる関係者・専門職が参集し会議を開催し、課題や情報の共有、ケース検討ができる会議を開催し、日ごろからの信頼関係を構築します。

認知症の早期発見・早期診断の推進

事業名	内 容
認知症の早期発見・早期診断の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の早期発見・早期診断を推進するために、認知症コーディネーターの配置と認知症アウトリーチチームの立ち上げを検討します。 ・ 医師会をはじめとする医療機関や、地域包括支援センター等と連携し、認知症の早期診断につなげる仕組みを強化します。

認知症ケアパス作成の推進

事業名	内 容
認知症ケアパス作成の推進 新規	・ 認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを認知症の人とその家族に提示する仕組みである認知症ケアパスの作成を推進し、認知症の人を地域で支える仕組みを強化します。

認知症高齢者を支えるまちづくり

事業名	内 容
認知症ケアの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の正しい理解と認識、及び認知症高齢者の介護についての普及・啓発事業を積極的に推進します。 ・ 身近な相談機関である地域包括支援センターの機能を充実し、認知症に関する研修を通じて職員の認知症相談への対応力を強化します。 ・ 認知症になっても、高齢者とその家族が可能な限り安心して地域で在宅生活を継続できるよう、地域で認知症の高齢者を支える医療体制を充実するため、東京都の認知症疾患医療センターとの連携を図ります。
生活環境の安定に向けた事業展開の研究	・ 認知症高齢者に対して、保健・福祉・医療の専門的観点から適切な評価を行い、家族に対して必要とされるサービスを継続的に提供できるよう、支援に必要な事業の一層の周知と、ケアマネジャーや地域包括支援センターへの効果的な事業活用を促進します。

事業名	内 容
認知症高齢者を支えるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の正しい理解と認識を深めるための認知症サポーター「ささえ隊」を養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築します。 ・ 認知症の方、介護者、地域住民、専門職がだれでも参加できる認知症カフェの立上げ・運営を支援します。

(3) 地域支援体制の推進

地域の高齢者の生活全般を通して、切れ目なく包括的にサービスが行き届くよう、地域支援体制を推進し、地域のネットワークの充実を図ります。

そのために、地域包括支援センターが地域のネットワークの核となるよう、民生委員・児童委員や自治会・町会と連携し、日常の生活に近いところから状況を捉え、早期の福祉対応につなげていきます。

また、高齢者のニーズや状態の変化に応じた様々なサービスを提供できるよう、地域包括支援センターの機能を充実するとともに、地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉の関係機関や団体などのネットワーク構築を図ります。

地域包括支援センターの充実

事業名	内 容
相談援助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターにおいて、市や府中市社会福祉協議会「権利擁護センターふちゅう」と連携しながら、権利擁護の視点で相談に対応し、適切な情報提供や支援を行うなど、地域で暮らす高齢者等にとって身近な相談窓口の充実を図ります。
権利擁護事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの適切な利用を支援したり、認知症高齢者等判断能力が不十分な高齢者に対しての地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の利用支援や助言を行う福祉サービス利用援助事業や府中市権利擁護センター事業を充実します。
高齢者虐待と養護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの虐待相談窓口の周知に努め、市民や事業者等が虐待について相談しやすい環境を整えることで、早期発見を図るとともに、警察など関係機関との調整・連携による対応を図ります。 ・ 虐待を発見した時には、被虐待者の安全を確保すると同時に、養護者の負担軽減の相談、指導、助言を行います。

事業名	内 容
地域包括支援センターの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターを中心とした高齢者にわかりやすい相談支援体制の充実を図るとともに、高齢者や家族が適切なサービスを選択・利用するための情報提供の充実に取り組みます。 ・ 医療的ケアの必要な高齢者や認知症高齢者への支援など、地域における高齢者の生活を支えるため、地域包括支援センターが中心となって、地域の医療機関と協力しながら、高齢者の地域での生活を支え、生活の質を高めるための連携や協働に向けて、保健・医療・福祉関係者への働きかけを行い、ネットワークを構築します。 ・ 地域包括支援センターの地域ネットワーク構築やケアマネジャーへの支援・助言機能等について継続的な支援を進めます。また、地域包括支援センター間の現状・課題の共有化を図るほか、解決に向けて協力しあう関係づくりや連携強化等の体制づくりを行い、質の向上に向けた取組を強化します。
担当地区ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援困難事例の問題を解決するため、地域包括支援センター職員一人ひとりの問題解決力の向上に努めながら、担当地区内の高齢者の実態やニーズを把握し、保健・医療・福祉の連携により、要援護者への適切なサービス提供と介護予防、生活支援のケアシステムづくりを進めます。

社会活動団体との連携の推進

事業名	内 容
民生委員・児童委員や自治会・町会と連携した地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが民生委員・児童委員や自治会・町会の活動と連携して、行政では行き届かない日常生活に近いところに目を向けた地域づくりを進めます。

介護予防コーディネーターの地域活動の充実

事業名	内 容
介護予防コーディネーターの地域活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの介護予防コーディネーターによる健康づくりや介護予防の活動を通して、介護予防の対象をより早い段階で捉え、健康寿命の延伸を図ります。

(4) 生活支援・見守り支援

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が、地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民や自治会・町会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体などの協力が必要です。今後は従来から行われている高齢者見守りネットワーク事業を基盤に、市民が主体となり、自助と互助の役割を重視した、つながり、支え合う地域づくりを推進します。

また、見守りネットワークの活動を通じて、高齢者虐待の早期発見や予防などに取り組むとともに、地域で安心して暮らし続けるため、住民相互の見守りや手助けが行われるよう、支え合い活動を支援します。

見守りネットワークの推進

事業名	内 容
見守りネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域包括支援センター、商店会などに加えて、社会福祉協議会、ボランティア・NPOなど、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化します。 ・ 府中市高齢者見守りネットワークの周知啓発を強化して支援の必要な高齢者を地域で見守り、保護し、連絡する体制を充実します。 ・ 近所の人たちが日頃からお互いに少し気を配ることにより、何かあった時にためらわずに地域包括支援センターに連絡を入れられるよう、自治会・町会をはじめとした地域住民に対し、地域のつながりを深める意識啓発を推進します。
制度としての見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり暮らしや高齢者のみ世帯で、食事の準備が困難で、かつ、安否確認が必要な高齢者の居宅に、訪問して食事を提供することにより、在宅生活を支援します。 ・ 疾患や日常生活に不安がある高齢者世帯に緊急通報システムを貸与することにより、在宅生活を支援します。

ふれあい訪問活動の充実

事業名	内 容
ふれあい訪問活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老の日記念事業、長寿祝い金贈呈の機会を、地域の高齢者見守り活動およびふれあい訪問活動の場として活用します。

多様な地域資源の発掘・育成

事業名	内 容
多様な地域資源の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で事業展開している企業や趣味サークルなどの市民団体の高齢者福祉における社会貢献活動への参加を呼びかけるなど多様な地域資源の発掘・育成を図ります。 ・ 介護予防の活動を市民が支える「介護予防サポーター」、認知症を理解して認知症の高齢者を支援する認知症サポーター「ささえ隊」、市民が成年後見人として活動する「市民後見人」の養成など、市が実施する各種事業を通して人材を発掘し、養成します。

一時的に養護が必要な高齢者への在宅支援サービス

事業名	内 容
自立支援ショートステイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者の不在や、身体的・精神的な状況等により一時的に養護が必要な高齢者を対象に、市内養護老人ホームなどでショートステイを実施し、健康管理や食事の提供を行います。

介護度が重い高齢者への在宅支援サービス

事業名	内 容
おむつ支給、訪問理髪、寝具乾燥	<ul style="list-style-type: none"> ・ おむつの支給、訪問理髪等、介護保険制度を補完したサービスを実施し、要介護者の在宅生活を支援します。また、事業に係る助成金額、利用回数、費用負担など支援内容の見直しを検討します。
高齢者車いす福祉タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「要介護3」以上の在宅高齢者に車いすタクシー券を交付し、リフト付タクシーによる通院を支援します。また、事業に係る助成金額、利用回数、費用負担など支援内容の見直しを検討します。

ひとり暮らし高齢者等支援事業

事業名	内 容
生活支援ヘルパー派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の人の要介護状態への進行を防止するため、家事を中心とした生活支援ヘルパーを派遣し、自立を支援します。 ・ 今後、地域支援事業の見直しが予定されているため、あわせて事業のあり方について検討します。

事業名	内 容
高年齢者ホームヘルパー派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上のひとり暮らし、または高年齢者世帯の人で低所得者の高年齢者に、ヘルパーを派遣し電球の取り替え、話し相手、庭等の手入れ等の介護保険外のサービスを提供し、在宅生活を支援します。 ・ 今後、地域支援事業の見直しが予定されているため、あわせて事業のあり方について検討します。

(5) 高年齢者の多様な住まい方への支援

高年齢者一人ひとりが身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいの選択や改修などができるよう、高年齢者に配慮した住まい・施設の普及を図るとともに、住宅のバリアフリー化や住み替えなどの支援を行います。

また、今後の高年齢化の進展を踏まえ、多様なニーズや個々の身体状況に対応した高年齢者の住まいのあり方について、検討していきます。

高年齢者住宅の運営

事業名	内 容
高年齢者住宅の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高年齢者住宅の供給方法等の検討を行うとともに、国や東京都の居住支援制度を活用することなどにより、高年齢者のための住宅確保に努めます。

高年齢者の住まいのあり方の検討

事業名	内 容
高年齢者の住まいのあり方の検討 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高年齢者向け住宅や低所得の高年齢者に配慮した住まいなど、多様なニーズや個々の身体状況に対応した高年齢者の住まいのあり方について、住宅部門と連携して検討していきます。

公営住宅の高年齢者入居枠確保

事業名	内 容
公営住宅の高年齢者入居枠の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の入居希望者の増加に対応し、引き続き都営住宅における高年齢者入居枠の確保を東京都へ要請します ・ 市営住宅の募集に際しては、優遇抽選等の方法により高年齢者が入居しやすくなるよう配慮します。

住環境の改善支援

事業名	内 容
住宅改修支援	<ul style="list-style-type: none">・ 地域包括支援センターの住宅改修の相談・指導や家具転倒防止器具の取付けなどの制度を継続して実施し、自宅での住環境の改善を支援するとともに、バリアフリー住宅の普及・啓発に努めます。
住まいの情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ 早めの住み替えや適切なサービスを受けるための住み替えなど、介護を受けながら住み続けられる多様な住まいの普及に取り組めます。・ 身体の状態やニーズに対応した住まいが選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの住まい、施設に関する様々な情報を市役所や地域包括支援センターで提供します。

(6) 介護基盤の整備

介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスを充実するとともに、様々な居宅サービスを利用しても在宅生活の困難な高齢者のために居住系サービスや施設系サービスを計画的に整備します。

府中市では介護需要に対応し、広域型施設と地域密着型施設のバランスを勘案しながら、市全域と圏域ごとの両面から整備を進めてきました。今後は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービスを市全域の視点と圏域ごとの視点から必要性を検討し、計画的に整備します。

介護基盤・地域密着型サービス充実

事業名	内 容
居住系サービスの基盤整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護専用型特定施設（有料老人ホーム）の適切な整備を推進します。 ・ 混合型特定施設（有料老人ホーム）の整備は広域的観点から必要性を検討します。
施設サービスの基盤整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老々介護が増加する中で、施設ニーズに応えるため、柔軟かつ多様な手法により施設整備を推進します。 ・ 特別養護老人ホームの整備は、可能な側面支援を検討します。 ・ 老人保健施設の整備は広域的観点から必要性を検討します。 ・ 公設の特別養護老人ホームは、公共施設マネジメントに基づく取組を進めていきます。
地域密着型サービスの基盤整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者を対象とした通所介護の充実に努めます。 ・ 認知症高齢者グループホームの整備を促進します。 ・ 施設への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護の充実に努めます。 ・ 入所定員29人以下の特別養護老人ホームの整備を推進します。 ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業者を適切に誘導します。 ・ 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスを提供する事業者を適切に誘導します。

(7) 介護者への支援

利用者がその人にあった適切なサービスを利用できるよう、市の窓口や地域包括支援センターにおける相談体制を充実するとともに、介護者への介護技術の研修や介護者同士の交流を活発にするなど、介護者への支援を充実し、介護者の孤立を防止することにより、介護者の心身の負担軽減を図ります。

介護者支援のあり方の検討

事業名	内 容
介護者慰労金のあり方の検討	・ ねたきり高齢者の介護者に給付している介護者慰労金は、個人に対する経済的な給付といった観点から、地域での連携、支え合いを中心とした介護者支援事業として、事業の再構築を検討します。
ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進 新規	・ 介護者に現役世代が増加し、また男性介護者等も増えていることを受けて、仕事や介護の両立等をするための啓発活動や情報提供を推進します。

相談支援体制の充実

事業名	内 容
福祉の総合相談体制	・ 福祉に関する多様で複雑な相談、高齢者等の権利擁護などの相談を受け止め、具体的な対応につなげられるよう、市における総合相談体制を充実します。
地域での多様な相談体制の整備	・ 身近なところで福祉に関する様々な相談が受けられるよう、地域包括支援センターでの相談体制を充実します。 ・ 地域支援ネットワークを充実し、民生委員・児童委員やケアマネジャー、サービス提供事業者などと連携して地域での相談体制を強化します。

介護者教室、交流の充実

事業名	内 容
家族介護者教室	・ 地域包括支援センターにおける認知症高齢者などの家族介護者教室や転倒予防講座を充実し、介護の知識や理解および技術の向上による介護者の介護負担の軽減を図ります。 ・ 定期的な連絡会を通して、地域包括支援センター間での介護技術の平準化に努めます。 ・ 介護者へのメンタル面のフォローをさらに充実します。
家族介護者の交流支援	・ 家族介護者の負担軽減を図るため、家族介護者のネットワークづくりや活動を支えるボランティアの育成を支援します。

緊急時ショートステイの確保

事業名	内 容
緊急時のショートステイの確保	・ 市内特別養護老人ホームなど既存の施設の活用を図りながら、介護者の急病など緊急時に利用できるショートステイ用ベッドを確保します。

(8) 災害や防犯に対する支援体制の充実

災害時に要援護者への支援を的確に行えるよう、自治会・町会が中心となり、民生委員・児童委員などと連携して、「災害時要援護者名簿」の登録者の災害時の安否確認や避難誘導の方法・支援体制を整備します。

また、災害時においても継続的に福祉サービスが提供できるよう、サービス提供事業者における事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、市立小中学校などの一次避難所や文化センターなどの二次避難所での避難生活を送ることが困難な災害時要援護者を受け入れる、避難所の整備やバリアフリー化を推進します。

また、高齢者が地域で安心して生活を送れるよう、引き続き消費者被害に対する未然防止の意識啓発に努めます。

災害時要援護者支援体制の整備（支援体系の整備）

事業名	内 容
災害時要援護者支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な高齢者を把握するため、「災害時要援護者名簿」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。 ・ 平常時から要援護者と接している地域包括支援センター、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、「災害時要援護者名簿」の登録者一人ひとりの安否確認・避難誘導の方法や支援体制を整備します。
サービス提供事業者への事業継続計画（BCP）策定の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した要援護者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、福祉サービスに関する情報を提供しながら、福祉サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等の場を活用して、サービス提供事業者における事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

社会福祉施設等との災害時の連携

事業名	内 容
社会福祉施設等との災害時の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時において要援護者のための避難施設として、社会福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、要援護者が安心して避難生活を送れる環境を整備します。 ・ 災害時に市立小中学校などの一次避難所や文化センターなどの二次避難所での避難生活を送ることが困難な災害時要援護者を受け入れる、避難所の整備やバリアフリー化を推進します。

消費者被害の対策

事業名	内 容
消費者被害の防止対策	・ 消費生活相談室と地域包括支援センターや見守りネットワーク連絡会が情報を共有し、高齢者の悪質商法や振り込め詐欺の被害防止、啓発に取り組みます。

目標 4 介護保険制度の円滑な運営

府中市の介護保険サービスは高齢者人口の増加、要介護認定者の増加に伴い、給付費も上昇傾向となっています。府中市においてはこれまでも堅調な制度運営を進めてきました。今回は地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業に見直しが予定されていることから、市がこれまで推進してきた給付・事業の考え方を大切にしながら、地域づくりや地域密着型サービスの充実等、必要な支援策を講じながら、市民の理解と信頼を得られるよう新制度への移行に努め、介護保険制度の円滑な運営を推進します。

(1) 介護保険事業の推進

制度改正に対応しつつ、市がこれまで推進してきた給付・事業の考え方を大切にしながら、市民の理解と信頼を得られるよう新制度への移行に努め、制度改正を踏まえた介護保険事業を推進します。

介護サービス相談体制の充実

事業名	内 容
介護サービス相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 円滑なサービス提供のために、サービス提供事業者対象の相談・助言を行う体制を強化します。・ 東京都の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会などとも連携して対応します。・ 利用者からの相談や要望に対応する介護相談員の体制の推進をはじめとし、サービス提供事業者と利用者間の調整を図ります。

低所得者への配慮

事業名	内 容
介護保険サービス利用料等の軽減	<ul style="list-style-type: none">・ 低所得者対策としての負担軽減を引き続き実施します。・ 社会福祉法人の軽減制度を継続します。
介護保険料の減免	<ul style="list-style-type: none">・ 低所得者対策として継続して実施します。
保険料多段階制の導入	<ul style="list-style-type: none">・ 応能負担に基づく多段階制を維持するとともに、今後は、高齢者等の負担感に配慮しながら、保険料の基準額と各所得階層に合わせた保険料段階の設定を検討します。

給付の適正化

事業名	内 容
給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者として介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るため、介護サービスを必要とする人(受給者)を適切に認定したうえで、受給者が真に必要とするサービスを、事業者が適正に提供するよう指導・助言します。

サービスの質の確保・向上

事業名	内 容
サービス提供事業者等との連携とその支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑なサービスの提供が行われ、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、事業者の自主的な運営組織である居宅介護支援事業者連絡会をはじめとしたサービス提供事業者との連携を強化します。 ・ ケアマネジャーへ情報をきめ細かく提供し、利用者の希望を的確にケアプランに反映できるようにします。 ・ サービス提供事業者が質の向上をめざし、自主的に行う研修・連携等の活動に対して助言・支援します。
専門者研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーの全体の質の向上と、ケアプランに基づいた介護サービスの質的向上及び適切な実施を図るため、ケアプランに関する研修を充実します。 ・ ケアマネジャーに身近な主任ケアマネジャーを講師等として活用し、ケアマネジャー全体のレベルアップを図ります。
働く環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護労働職場の労働負荷の軽減やキャリアアップ、メンタルヘルス対策、福利厚生など、小規模な事業者をはじめとした十分な対応が取れない部分へ支援します。 ・ 従事者や管理者等へ、認知症ケアなど専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施し、人材の育成や定着促進を図ります。
多様な人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民や離職者・求職者など、新たな福祉人材の確保に努めます。 ・ ボランティア登録制度等を活用し、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行うしくみづくりを推進します。

介護保険特別給付の検討

事業名	内 容
介護保険特別給付の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護を支援するため実施している日常生活用品（おむつ）の助成や、日常生活用具の貸与・給付、寝具乾燥サービスについて、給付状況を見ながら引き続き介護保険特別給付としての取組を検討します。

（２）情報の提供体制の充実

市民が介護保険制度や福祉サービスを正しく理解し、サービスの適切な選択・利用につながるよう、わかりやすい情報を提供します。その際、市の広報誌やホームページ、パンフレットなど様々な媒体を使って情報提供を行います。

情報の収集と提供体制の整備

事業名	内 容
多様な媒体を使ったわかりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市の広報やホームページの活用、高齢者に対する福祉サービスのパンフレットやガイドブックを発行するなどわかりやすい情報の提供に心がけ、制度やサービスの内容の周知に努めます。 ・ 高齢者にわかりやすい新しい情報提供手段の検討を行うなど、様々な媒体、方法による情報提供を進めます。 ・ 介護保険制度の理解を一層広げるため、説明会や相談会を継続して行います。

利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内 容
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する福祉サービス第三者評価制度の受審を奨励し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供します。

第6章 介護保険事業計画（第6期）

第6章 介護保険事業計画（第6期）

1 地域包括ケアシステムの考え方

（1）前提と考え方

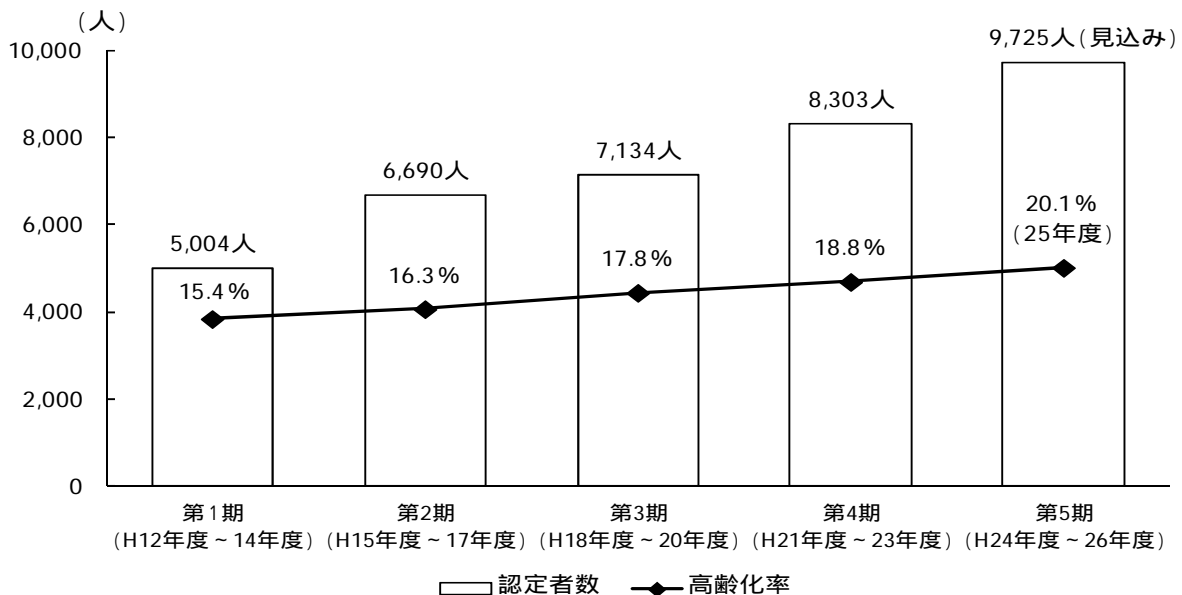
介護保険制度創設時の府中市の第1号被保険者は30,671人、要介護認定者数は2,863人（認定率9.3%）でしたが、平成25年度末には第1号被保険者は51,147人、要介護（要支援）認定者は9,019人（認定率17.6%）となりました。

府中市では第1期事業運営期間から堅調な介護保険制度運営を進めてきましたが、要介護（要支援）認定者の増加による給付費の上昇に伴い、平成37年（2025年）には第1号被保険者の介護保険料が現在の全国平均5,000円弱から大幅に上昇することが見込まれるため、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化が必要となっています。

このため、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

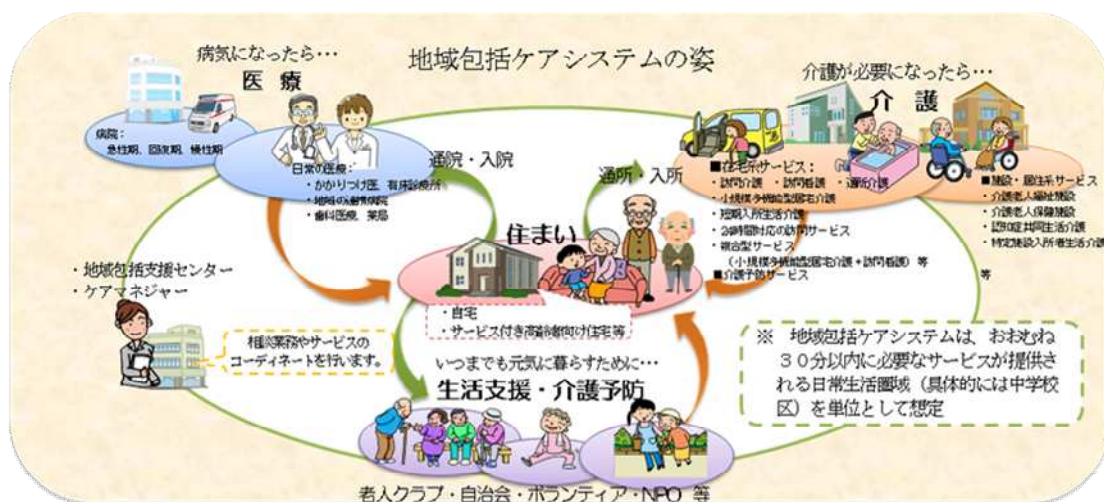
また、高齢化に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要になります。

図表 府中市の高齢化率と要介護認定者数の推移



(2) 地域包括ケアシステムの姿

府中市福祉計画では、地域包括ケアシステムを、「本来あらゆる人のためのもの」と考え、福祉保健分野全体で考えていくこととしていますが、本計画では、高齢者を対象に、本計画の理念である、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を目指した地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を進めます。



地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護保険制度創設以前より力点を置いてきた高齢者在宅福祉サービス、高齢者住宅政策の歴史を引き継ぎ、また第1期介護保険事業計画からの重点的取組の実績もふまえながら、市民や団体、市内事業者・関係機関、専門職とともに、理念を共有し力を合わせ、府中市らしい地域包括ケアシステムを構築します。

(3) 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組の推進

今回の介護保険制度の見直しは、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保の2点を基本的な考え方としています。地域包括ケアシステムの構築に向けては、次の6つの取組の推進が期待されています。

府中市においても、本計画の重点的取組の中で位置づけるとともに、介護保険制度の地域支援事業として検討し、施策を展開していきます。

医療・介護の連携の推進

医療・介護の連携については、地域包括ケアシステムを構築する一つの手法として、国や都道府県のもとで医師会等とも連携しつつ取組むことが必要となっています。

府中市でも、本計画では在宅療養支援相談窓口の設置や在宅療養への市民意識啓発事業の実施を進めることとしています。介護保険事業計画では、それらを支える医療や介護関係者に対する研修（顔の目関係会議等）の構築や、医療と介護の緊密なネットワークづくりなど、多職種による効果的できめ細かなサービスの実現を目指す取組を推進します。

認知症施策の推進

65歳以上の要介護・要支援認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度が以上の人には平成22年で約280万人、平成37年で約470万人と見込まれ、早期からの適切な診断や対応、認知症の正しい知識と理解に基づく支援を包括的・継続的に実施することが重要となっています。

府中市においても、重点的取組において、認知症ケアパスの作成・普及、早期発見・早期診断を行うアウトリーチチームや相談支援を担う認知症コーディネーターの配置や、地域での認知症の方と家族支援の強化（認知症カフェの開設支援等）としており、それらの取組と介護保険サービスが有機的に連携できるよう推進します。

介護予防の推進

介護予防事業の見直しを通して、地域における専門職を活かした自立支援に資する取組の推進が検討されています。また、高齢者がいつまでも元気に暮らせるために、居場所や活躍の場づくりなどが求められています。新たに創設される、「介護予防・日常生活支援総合事業」においては、それらを取り込んだ新しい介護予防事業が進められることとなっています。

府中市においても、新しい総合事業の構築に向けて、全体像の構築の中で、介護予防事業の見直しを行い、介護予防推進センターを拠点とした、新しい仕組みづくりを行います。

生活支援サービスの充実・強化

ひとり暮らし高齢者や夫婦世帯が地域で生活を継続できるようになるために、自立

支援ともあわせ、住民の力や地域資源を活かした多様な生活支援サービスの整備が期待されています。

府中市においても、NPO、民間企業、協働組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図ります。

また、介護保険事業計画においては、新たな総合事業のメニューとして見守り、配食、家事援助等の新しいサービスを検討することとあわせ、高齢者等の担い手の養成、地域のニーズとのマッチング等を行うコーディネーターの配置を推進します。

また、介護保険制度の中で、介護支援ボランティアポイント制度などを活用した仕組みを検討します。

地域ケア会議の推進

地域ケア会議は多職種でのケアマネジメントを通して個別の課題分析から地域課題を発見し、地域に必要な資源の開発や地域づくりに繋げる役割を果たしており、地域包括ケアシステムの重要なツールとして位置づけられています。

府中市では、これまで「担当地区地域ケア会議」を開催してきましたが、これを市全体の「地域ケア会議」に展開させることを計画しています。さらに介護保険事業の中で、ケアマネジャーの協力や、守秘義務の取扱い等についても制度的な枠組みを設け、一層の推進を図ります。

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域の最前線で地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されていることから、その役割に応じた人員体制の強化と財源確保が検討されています。また、センター間の連携強化、センターの運営に関する点検評価等の取組みが求められています。

府中市においても、地域包括ケアシステムの構築に向けた重点的取組を推進できるよう、地域支援事業の枠も活用しながら、体制確保や職員研修の充実を図ります。また、センターの活動が一層充実されるよう相談、コーディネート機能の強化も含めた機能充実も検討していきます。

2 新たな介護保険制度（制度改正）の概要

以上の地域包括ケアシステムの実現等をめざして実施される、平成 27 年度制度改正を踏まえた介護保険制度の概要は以下のとおりです。

（１）介護給付

要介護認定者を対象とする介護給付は、主に居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスから構成されます。

平成 27 年度の介護保険制度改正において、施設サービスのうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者を原則、要介護 3 以上（既入所者は除く）に限定する予定です。

（２）介護予防給付

要支援認定者の人を対象とする介護予防給付は、主に介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスから構成され、認定者数の増加とともに給付費も増加しています。

平成 27 年度の介護保険制度改正では、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行する予定となっており、その仕組みをつくるが必要になっています。

同時に、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護等の、その他の主要な予防給付が、介護予防マネジメントを経て適正に利用されるよう、引き続き支援します。

（３）地域支援事業

地域支援事業は、従前の介護給付費用見込額の 3 % という事業費の上限の中で、「介護予防事業」・「包括的支援事業」・「任意事業」の 3 つの事業の枠組みにより実施してきました。

平成 27 年度の介護保険制度改正では、「介護予防事業」が、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を含んだ「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」となることで、3 % という事業費の上限も見直される予定です。

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等を提供するもので、府中市では、平成 29 年 4 月から事業を開始する見込みです。

「包括的支援事業」では、地域ケア会議を充実する予定です。また、在宅医療・介護連携、認知症施策を推進します。

「任意事業」では、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業を推進します。

総合事業の利用にあたっては、まず被保険者等からの相談を受けて、府中市・地域包括支援センターがサービス事業や要介護認定申請、一般介護予防事業の説明を行い、明らかに要介護認定が必要な場合、また介護予防のための住民主体の集いの場などの一般介護予防事業が必要な場合は、それらのサービスにつなぐ部分からスタートになります。

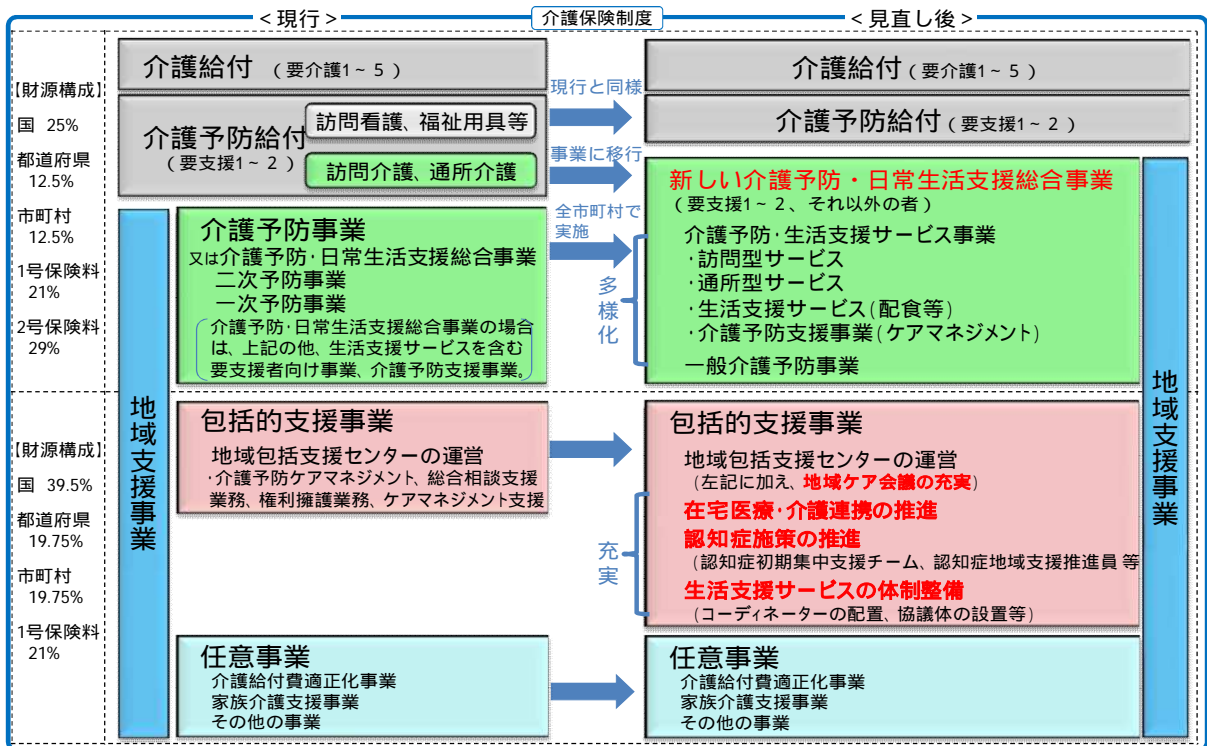
それとあわせ、「新たな総合事業」の趣旨に沿って、事業の利用が必要な場合、地域包括支援センター等による「基本チェックリスト」を活用した相談面接により、本人の希望も踏まえた「介護予防ケアマネジメント」が行われます。

この介護予防ケアマネジメントの結果をふまえ、「介護予防・生活支援サービス」単独での利用、また、従来の「予防給付」とも合わせたサービスの利用へと進み、必要に応じて見直しを行っていきます。

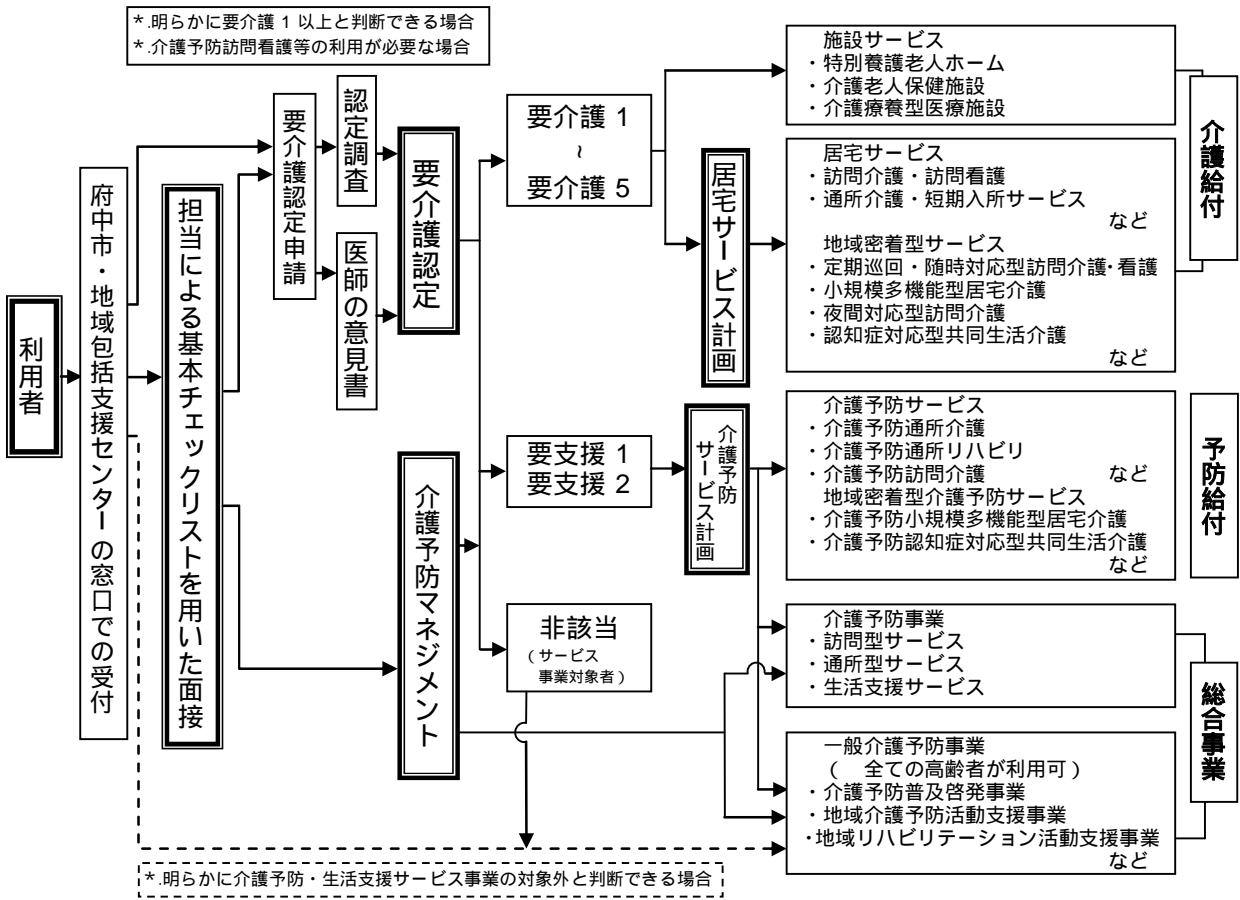
本事業の仕組みとして、介護給付や予防給付と同様、事業指定基準やサービス提供基準、安全基準などの事業の仕組み、また、サービス単価、利用規定、限度額等給付管理等利用の仕組み等があります。府中市では平成 29 年 4 月のスタートに向けてこれらの検討を進めていきます。

以上の事業内容やサービスの利用流れなどは、市民にも十分に説明・周知しながら、進めていきたいと考えています。

図表 新しい地域支援事業の全体像



図表 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ



(4) 費用負担の公平化

第5期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料は、全国平均で月額4,972円のところ、府中市では月額4,850円ですが、今後は給付費の上昇に伴い、介護保険料も上昇する見込みです。このため、介護保険料上昇をできる限り抑えるよう、所得や資産がある人の利用者負担を、全国的に見直す必要があります。

低所得者の保険料の軽減割合を拡大

府中市では低所得層の介護保険料率を低廉化する方策を講じてきましたが、今回の介護保険制度改正では、給付費の5割の公費に加えて別枠で公費が投入され、全国的に低所得者の保険料の軽減割合を拡大する予定です。

一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ

一定以上の所得のある利用者の自己負担が2割になることが予定されています。2割負担とする所得水準は、65歳以上高齢者の所得上位20%である、合計所得金額160万円（年金収入で単身280万円以上）の見込みです。

また、医療保険の現役並み所得相当の利用者は、「高額介護サービス費」の月額上限が37,200円から44,400円に引き上げられる予定です。

施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加

低所得の施設利用者へ、一定額以上を保険給付していた「特定入所者介護サービス費」について、従来の要件に加え、預貯金や配偶者の課税状況等を勘案する予定です。

(5) その他の主な制度改正

その他、次のような改正も予定されています。

サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用

居宅介護支援事業所の指定権限を市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービス等への移行

3 介護給付・予防給付の見込み

本計画では、以上の考え方を受け、介護給付・予防給付の見込み及び地域支援事業のサービス量の見込みを行います。

1. 被保険者数の推計

被保険者数の平成 24 年度・25 年度の実績を踏まえ、市の推計人口に基づき、平成 27～29 年度の被保険者数を推計する。なお、参考として平成 37 年度の被保険者数も推計する。



2. 要介護認定者数の推計

平成 24～26 年度の被保険者数に対する要介護認定者数に基づき、1 で推計した被保険者数を用いて平成 27～29 年度及び平成 37 年度の要介護認定者数を推計する。(第 2 号被保険者含む)



3. 施設・居住系サービスの量の見込み

平成 24～26 年度の給付実績を分析・評価し、見込み量を検証する。合わせて平成 37 年度のサービス水準についても示す。



4. 居宅サービスの量の見込み

平成 24～26 年度の給付実績を分析・評価して、見込み量を検証する。



5. 保険給付費・地域支援事業費の推計

サービス量の分析及び新たなサービスの見込みをもとに、認知症の有無や自立度、医療ニーズの状況も勘案しながら、総合的にサービス利用量を推計し、3 年間(平成 27～29 年度)及びの必要給付費を算出する。また、補足給付費や高額介護サービス費等の推計も行い、給付費に加える。また、補足給付費や高額介護サービス費等の推計も行い、給付費に加える。さらに平成 25・26 年度の実績を踏まえ、地域支援事業費の算出も行う。

補足給付費とは、低所得者の施設入所に係る費用負担を軽減するための給付



6. 保険料基準額の設定

平成 27～29 年度の保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、介護保険料基準額を設定する。

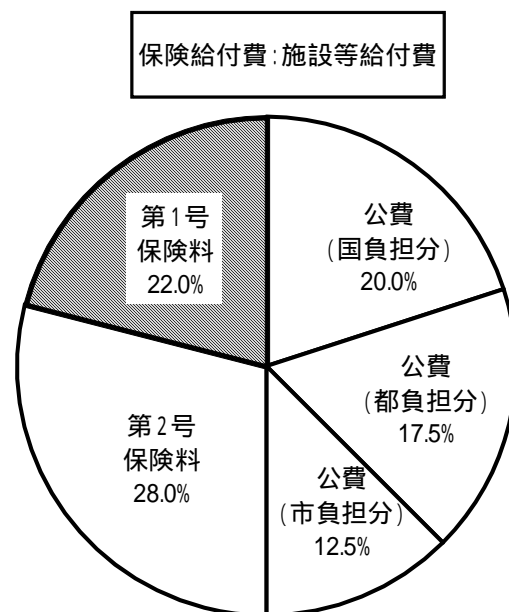
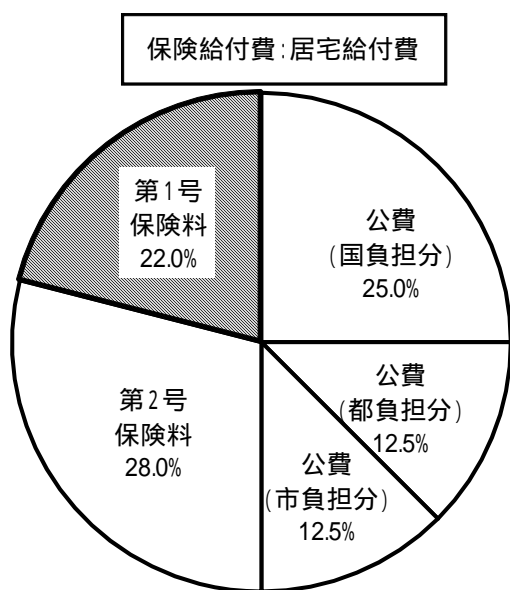
4 第1号被保険者の介護保険料の設定について

(1) 費用負担の構成

介護保険事業は、介護保険特別会計で運営され、財源は保険料50%と、公費50%で賄われています。

保険料の負担割合は第1号被保険者と第2号被保険者の全国の人口割合により決定されます。第5期計画の第1号被保険者(65歳以上)の負担割合は21%でしたが、第6期では第1号被保険者の負担割合が22%、第2号被保険者が28%になることが予定されています。

介護給付費の財源構成予定(第6期)



(2) 保険料設定の前提となる諸条件

介護保険料の設定にあたっては、次のような諸条件を勘案して検討をします。

見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要介護認定者の増加による給付増、サービスの必要性、施設整備計画等から今後の伸びを勘案し、保険料を設定します。

第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の負担割合を考慮して設定します。

介護報酬の改定

平成27年度からの介護報酬改定は、介護報酬の上昇が、特に医療系サービスで予測されています。保険料算定もこれらの状況を考慮して設定します。

保険料段階の設定

府中市では第5期保険料を実質14段階としていますが、第6期保険料の設定にあたっては、引き続き低所得者に配慮した保険料段階を設定します。

(3) 府中市の保険料設定の考え方

将来的なサービス水準を考慮した保険料設定

第6期計画は平成37年度(2025年)を見据えた計画として位置づけられていることから、保険料の設定にあたっては、見込量の伸びから想定し、将来的なサービス水準を考慮して行います。

府中市介護給付費等準備基金の活用について

介護給付費等準備基金は給付費の上昇による財源の不足を補うための基金であり、第5期までに積み立てられた基金を第6期において取崩し、給付費に充当させることができます。その結果、保険料の上昇を抑えることが可能になります。第6期においても、保険料の設定にあたりこの準備基金の活用について検討します。

第7章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割と推進体制

この計画は、次のような各主体の役割や取り組むべき方向に基づき推進します。

主体	役割・取り組むべき方向
府中市	<p>高齢者の充実した暮らしを実現するため、元気な高齢者の施策を進めるとともに、健康づくりや介護予防など健康寿命を延伸するための施策を展開します。</p> <p>介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険の円滑な運営と福祉サービスを提供することで、安心して暮らし続けるための仕組みづくりや施策を進めます。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築・運営で中心的な役割を果たします。介護保険だけではカバーしきれない部分についても、様々な財源、方法で問題解決を図るよう取り組みます。</p> <p>潜在的な地域資源を発見し、互助を含めて地域包括ケアシステムに組み込むよう取り組みます。</p> <p>在宅医療・介護連携の促進に主体的に取り組むため、制度的・財政的なあり方を検討します。</p> <p>専門知識を有する職員の育成・人事ローテーションの検討を行います。</p>
地域包括支援センター	<p>地域の高齢者の実態把握に努め、地域の団体や民間の団体などとの連携を通して「福祉のまちづくり」を進め、早期対応による支援を行うための「高齢者見守りネットワーク」に取り組みます。</p> <p>介護予防や権利擁護に関しては、地域に密着した相談調整窓口として積極的に携さわるとともに、介護の相談に対しては、適切なサービスを調整します。支援困難事例に対しては、行政や関係機関と連携しながら解決に導いていきます。</p> <p>在宅医療と介護の連携に向けて、医師会等とも連携した在宅医療連携拠点の一つとして機能を果たすよう努めます。</p>
医療機関	<p>市内の医療機関については、「かかりつけ医」として高齢者の健康状態に関わりながら、介護や福祉との連携を進めます。</p> <p>急性期や慢性期の治療に応じ、病院と診療所の円滑な連携を行い、さらに福祉の関係機関に対しては、在宅の療養生活に必要な医療情報の提供を行っていきます。</p>

主体	役割・取り組むべき方向
介護サービス事業者	<p>介護保険の事業について、法令を順守し適切なサービスを提供します。さらに、利用者本位のサービスが提供されるよう、関係機関との連絡と調整を十分行います。</p> <p>多職種が提供するサービスを切れ目なく統合的に提供することに努めます。</p> <p>事業者間の業務提携や法人間の連携などによる複数サービスのネットワーク化を進めます。</p> <p>介護保険施設はその人材やノウハウの活用により在宅生活の継続や拡大を具体的に支援し、地域の拠点機能を発揮します。</p> <p>一定水準以上の品質でサービスを提供するため、職業能力評価を介護現場に普及させて行きます。</p>
民間の団体	<p>地域包括ケアシステムの重要な主体として、異業種も含め、地域の事業者も活動への参加を促進します。社会福祉協議会やNPO、シルバー人材センターに加え、商店、コンビニエンスストア、郵便局、銀行なども活動への参加を促進します。企業・団体の組織力や機動力も重要です。</p> <p>シルバー人材センターなど高齢者の就労機関については、多様な高齢者の働き方に応じた就労を提供します。</p> <p>社会福祉協議会やNPO法人は、高齢者の身の回りの手伝いを、有償や無償でサービスを提供します。また、高齢者の地域活動への参加を促します。</p>
地域団体	<p>民生委員・児童委員や自治会・町会については、行政では行き届かない日常生活に近い所で高齢者に目を向け、「気づき」の情報を地域包括支援センターへつなげることや、災害時の要援護者の支援対応に努めます。</p>
高齢者本人、介護者等	<p>地域の社会活動に参加し、健康づくりや介護予防の意識を高め、健康寿命の延伸に努めます。</p> <p>介護保険や保健福祉サービスを有効に利用して安心した生活を送ります。</p> <p>介護に関する制度内容や介護方法などについての理解を深め、生活にいかします。</p>

2 計画の点検

この計画の進行管理は、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の運営に関する実施状況の把握とその評価・分析を行い、これを府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に定期的に報告を行って行くことにより行います。

3 庁内推進体制の整備

(1) 福祉保健関係部門と地域・まちづくり部門との連携

この計画の推進にあたっては、地域における自主的な活動を活性化し、地域における主体的な課題解決の機能を向上させることによる地域福祉活動およびまちづくり活動の連携推進がこれまで以上に必要です。

そのため、福祉保健関係部門と地域・まちづくり部門との連携をさらに深めて行きます。

(2) 関係課による連携

地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される必要があります。

そのため、これまで以上に関係各課の連携を図っていきます。

4 計画の周知

府中市のホームページや広報などを積極的に活用し、この計画の幅広い周知に努めます。

